

# **洲本市一般廃棄物処理基本計画**

**令和2年3月**

**令和5年3月 改定**

**令和5年12月 改定**

**洲 本 市**

# 目 次

## 第1章 計画策定の考え方

1－1	計画策定の趣旨	1
1－2	計画の位置づけ	2
1－3	計画対象区域	3
1－4	計画の期間	3
1－5	計画の適用範囲	3

## 第2章 地域特性の把握

2－1	地理、地形	4
2－2	気象特性	5
2－3	人口	6
(1)	人口と世帯数	
(2)	人口の構造	
2－4	産業構造	8
2－5	土地利用の状況	9

## 第3章 ごみ処理・処分の現況

3－1	ごみ処理体系	10
3－2	分別区分と収集運搬の概要	11
(1)	家庭系ごみ・資源物	
(2)	事業系ごみ・資源物	
3－3	中間処理と最終処分の概要	12
(1)	中間処理の概要	
(2)	最終処分の概要	
3－4	ごみ排出量の推移	14
(1)	ごみ・資源物排出量の定義	
(2)	ごみ総排出量と人口	
(3)	ごみの排出形態別排出量	
(4)	1人1日あたりのごみ排出量	
(5)	ごみ・資源物の種別ごとの排出量の推移	
3－5	ごみの組成と性状	18
3－6	中間処理量と最終処分量の推移	19
3－7	資源化の状況	20
3－8	ごみ処理の経費	21
3－9	ごみ処理広域化の取り組み	22
3－10	その他の取り組み	23

## **第4章 ごみ処理の現況の評価**

4-1 市町村一般廃棄物処理評価支援ツールによる評価 ······	24
4-2 県平均との比較による評価 ······	26
(1) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）	
(2) 1人1日あたりの資源ごみ収集量とリサイクル率	
4-3 現行計画の進捗状況 ······	28

## **第5章 ごみ処理量の将来推計と課題**

5-1 ごみの将来予測の手順 ······	30
5-2 将来人口の推計 ······	31
5-3 ごみの排出量の将来推計 ······	32
5-4 排出形態別予測結果 ······	33
5-5 資源化の状況の予測 ······	34
5-6 中間処理量の予測 ······	35
5-7 最終処分量の予測 ······	35
5-8 ごみ処理の課題 ······	36

## **第6章 ごみ処理基本計画**

6-1 基本理念 ······	37
6-2 基本方針 ······	38
6-3 目標設定の考え方 ······	39
6-4 計画目標 ······	40
6-5 予測（現状推移）と目標の比較 ······	41
(1) 重点目標（1人1日あたりの家庭系ごみ）	
(2) 目標①（事業系ごみ）	
(3) 目標②（リサイクル率）	
(4) 目標③（最終処分）	
(5) 目標達成時のごみ処理状況まとめ	
6-6 計画で取り組む施策 ······	45
(1) 施策体系	
(2) 施策に取り組む主体と役割	
(3) 具体的な施策	
6-7 災害廃棄物対策 ······	49
6-8 計画の見直し ······	49

## **第7章 生活排水処理基本計画**

7-1 生活排水処理基本計画 ······	50
(1) 計画策定の趣旨	

(2) 基本方針	
(3) 目標年度	
(4) 生活排水処理の主体	
(5) 生活排水処理体系	
7-2 生活排水処理の現状と課題	52
(1) 生活排水処理の形態別人口の動向と現状	
(2) 生活排水処理施設の状況	
(3) 収集・運搬形態	
(4) し尿処理手数料	
7-3 生活排水処理の計画目標	54
(1) 計画の目標	
(2) 広報・啓発活動	

## ○ 資料編

# 第1章 計画策定の考え方

## 1-1 計画策定の趣旨

本市では平成18年に、目標年度を令和2年度とする一般廃棄物処理基本計画を策定し、市町合併を経て、旧洲本地域と五色地域の両地域における、従来からの社会システムや住民のライフスタイルを改めて見直し、一市としての持続可能な循環型社会の仕組みを構築していくために、ごみの分別方法・収集運搬の統一化及び減量・有料・リサイクル化に努めてきました。

一方、国においては、「循環型社会形成推進基本法」のもと、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」や「特定家庭用機器再商品化法」等の廃棄物減量化やリサイクルの推進に関する法律が整備され、また、一般廃棄物の処理においても、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示す「一般廃棄物会計基準」、一般廃棄物の標準的な分別収集区分や資源化・処理方法の考え方を示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」などの作成による、市町村の3R化改革に対する技術支援の実施や、平成28年にごみ処理基本計画策定指針の改定を行うなど、循環型社会及び低炭素社会を構築していくための法体系の整備が進められました。

このような状況の中、本市においては現行計画策定の平成18年度からのごみ総量は、年度毎に減少し平成29年度実績では、平成18年度に比べ約24%の減量を達成しています。

しかし、兵庫県下における本市の住民1人が1日当たりに排出するごみの量は、県平均を大きく上回り更なる減量化が望まれる状況であります。

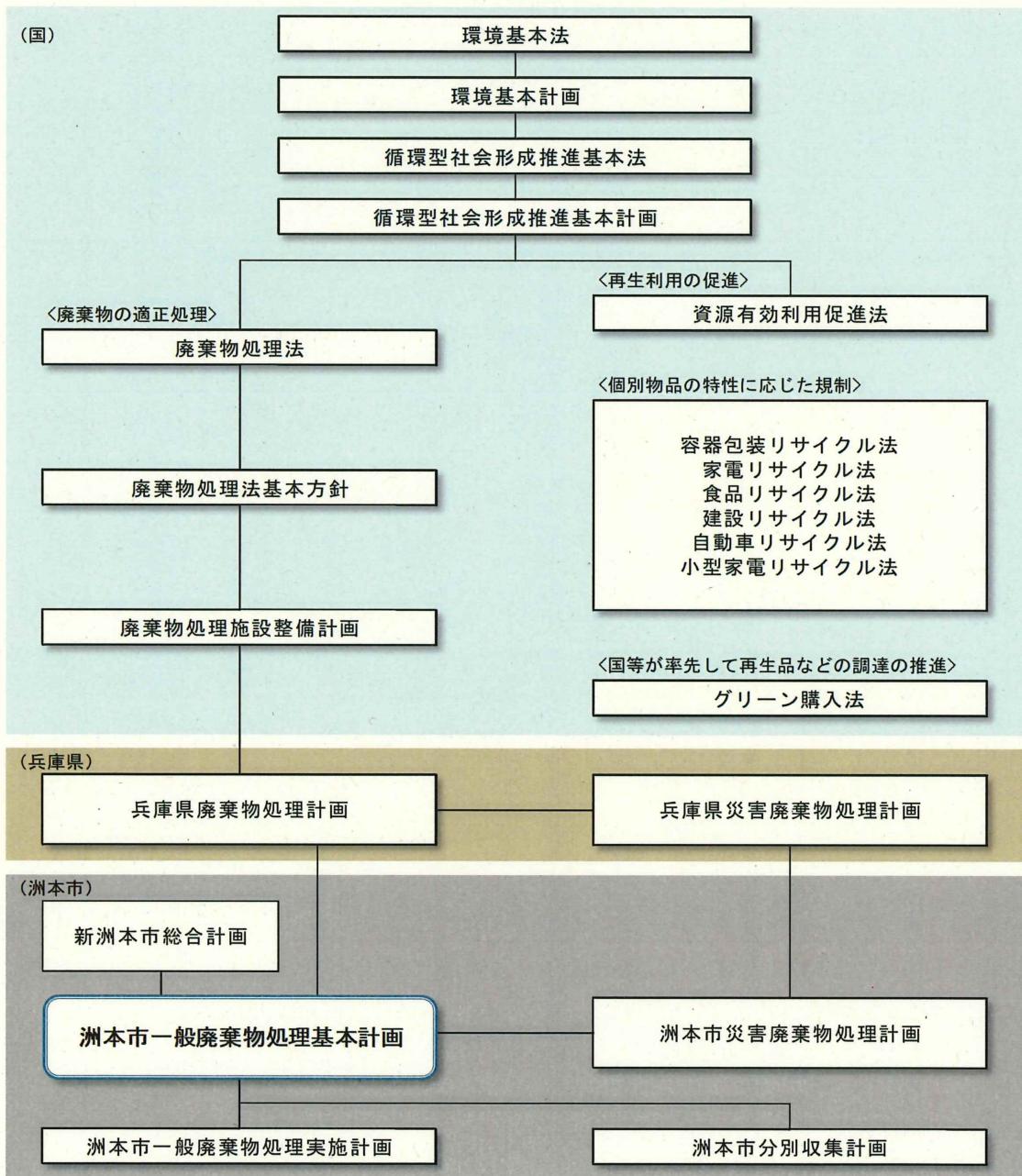
そこで、ごみを取り巻く社会の変化や本市のごみ処理施策の展開などを踏まえ、市民・事業者・行政の三者が協働し、環境負荷の少ない持続可能な一般廃棄物処理システムの構築を目指すため、令和11年度までの総合的かつ長期的な指針を定めるものです。

## 1－2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画の策定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

本計画の策定に当たっては、図1－1に示す関係法令や、国や県の定める諸計画、本市における上位計画である新洲本市総合計画との整合を図ります。

(図1－1) 計画の位置づけ



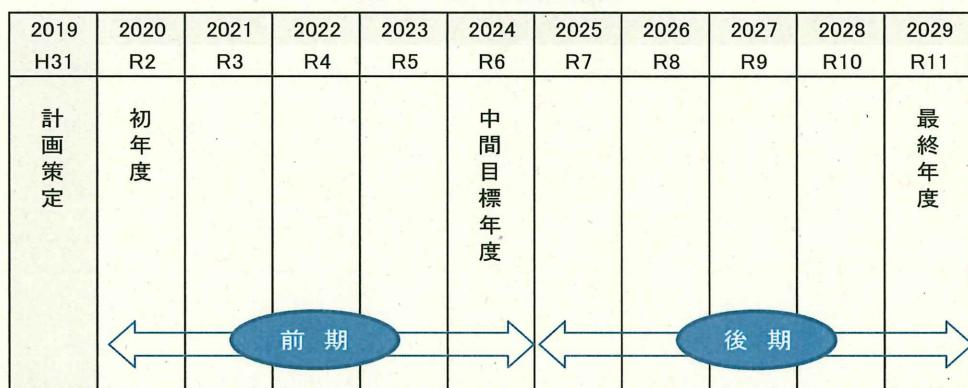
## 1－3 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

## 1－4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、中間目標年度令和6年度（2024年度）、最終年度令和11年度（2029年度）までの10年間とし、関係法令の改正、社会情勢に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

(図1－2) 計画の期間

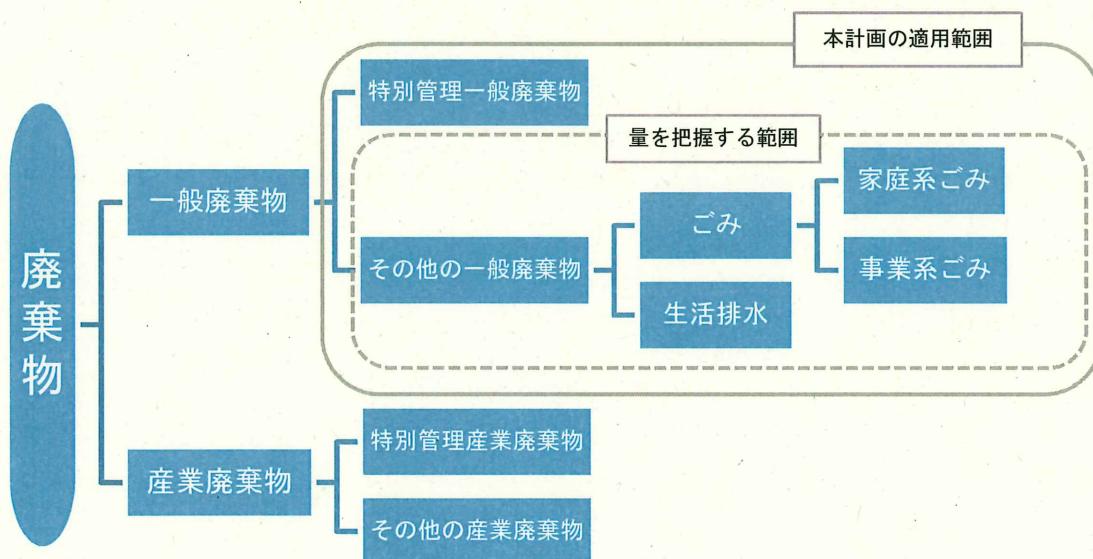


## 1－5 計画の適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物とします。

ただし排出者が自ら処理を行う廃棄物、「家電リサイクル法」の対象品目、特別管理一般廃棄物は処理体系が違うため、ごみ排出量を把握する対象より除外します。

(図1－3) 計画の範囲



## 第2章 地域特性の把握

### 2-1 地理、地形

本市は兵庫県の南部、淡路島の中央部に位置し東側は大阪湾、西側と南側はそれぞれ、播磨灘、紀伊水道に面しています。

市の総面積は 182.38 平方キロメートルで、地形については、中央部の先山（標高 448 メートル）を中心とした山地が南北に縦断し、東側の平野部には島内でも有数の流域面積の洲本川が大阪湾に注ぎ、下流域には市街地が形成されています。また、西側の五色地域にはなだらかな丘陵地帯が広がり、田園地帯を形成しています。交通面では本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道、島内の幹線である国道 28 号線が地域間を結び、交通要衝として重要な地位を占めています。

（図 2-1）位置図



## 2-2 気象特性

本市の気候は瀬戸内海式気候に属しており、年間を通して温暖で、年間平均気温が15.5°C、

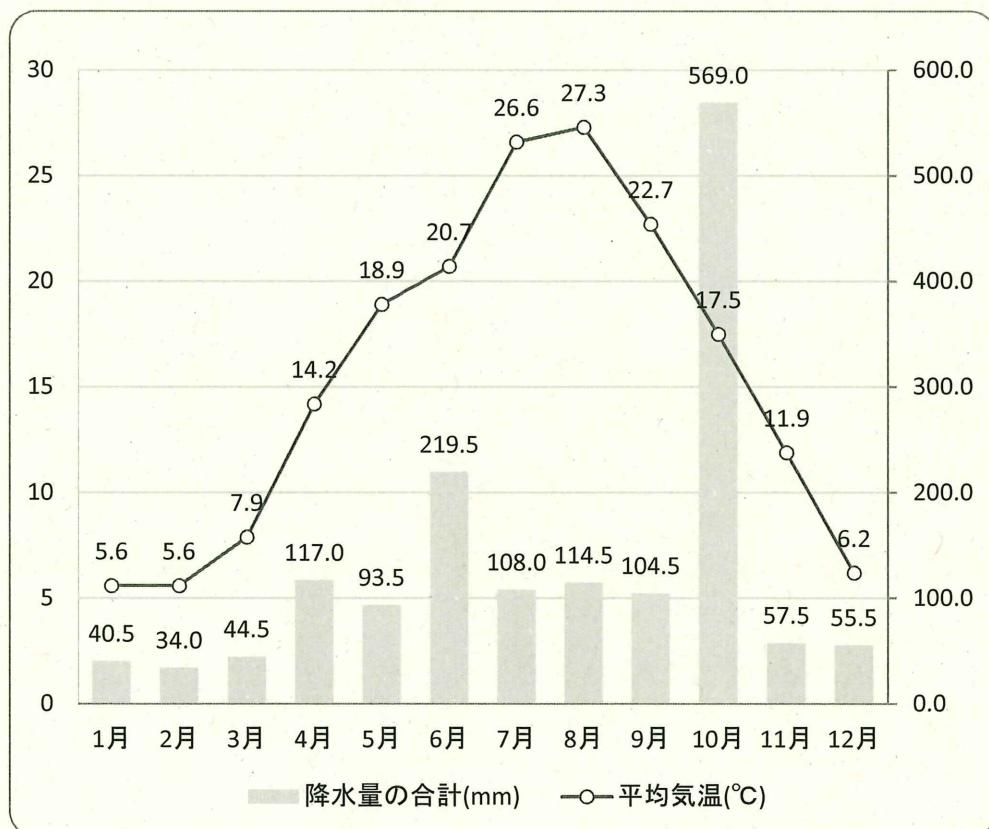
年間降水量は1406.6mmとなっています。

なお、平成25年度から平成29年度の5年間における平均気温及び年間降水量を表2-1、平成29年度の月別平均気温及び降水量を図2-2に示します。

(表2-1) 気象の経年変化

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平均
年平均気温 (度)	15.6	15.3	15.7	16.2	15.4	15.6
年間降水量 (mm)	1,650.0	1,854.0	1,826.0	1,769.0	1,558.0	1,731.4
年平均風速 (m/秒)	2.2	2.3	2.3	2.3	2.4	2.3

(図2-2) 平成29年の月別の降水量と平均気温(気象庁 洲本観測所)



## 2-3 人口

### (1) 人口と世帯数

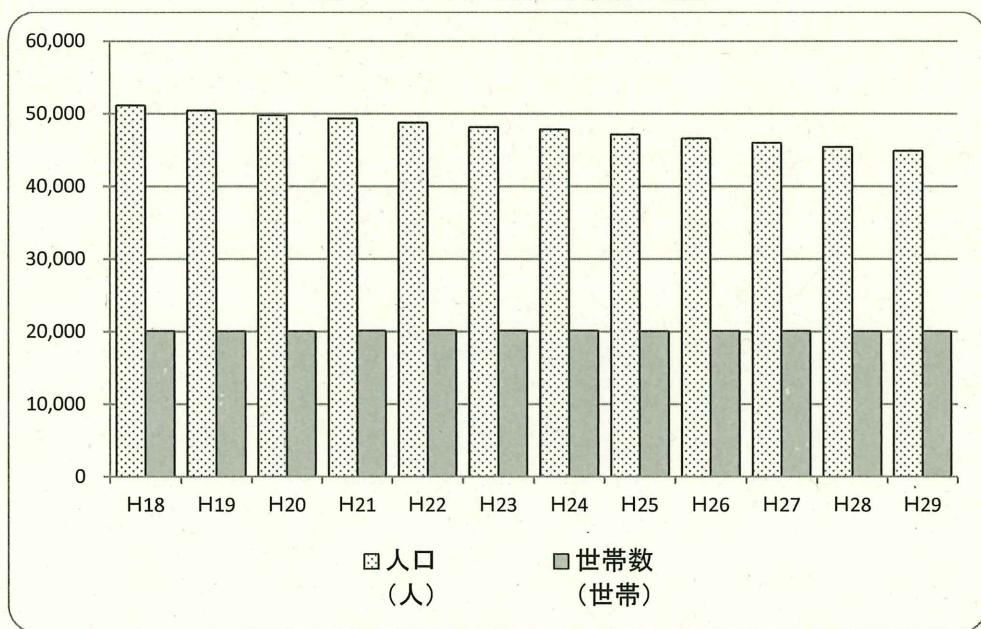
平成 18 年以降、人口は減少傾向にありますが、世帯数はほぼ横ばいで推移しています。

このため 1 世帯当たりの人数は減少を続けています。人口の及び世帯数の推移を表 2-2、図 2-3 に示します。

(表 2-2) 人口及び世帯数の推移

項目 年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯当たり の人数(人)
H18	51,184	20,114	2.5
H19	50,471	20,067	2.5
H20	49,815	20,035	2.5
H21	49,375	20,135	2.5
H22	48,792	20,188	2.4
H23	48,160	20,119	2.4
H24	47,851	20,158	2.4
H25	47,135	20,057	2.4
H26	46,613	20,083	2.3
H27	46,018	20,090	2.3
H28	45,453	20,068	2.3
H29	44,909	20,061	2.2

(図 2-3) 人口及び世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年度 9 月末人口）

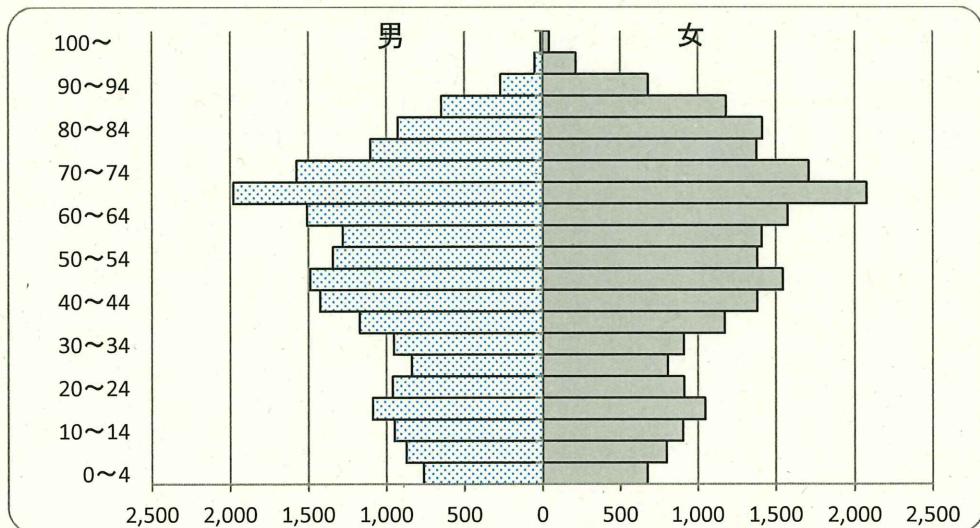
## (2) 人口の構造

本市の年齢3区分別人口（平成30年3月末）は、人口の3人に1人以上が老齢人口である一方、年少人口は1割程度と少子・高齢化が進行している状況です。年齢3区分別人口を表2-3、図2-4に示します。

(表2-3) 年齢3区分別人口

項目	年齢	性別		合計	割合
		男	女		
年少人口	0~4	763	674	1,437	11.2%
	5~9	873	797	1,670	
	10~14	948	903	1,851	
	小計	2,584	2,374	4,958	
生産年齢人口	15~19	1,087	1,048	2,135	54.5%
	20~24	960	911	1,871	
	25~29	839	804	1,643	
	30~34	952	909	1,861	
	35~39	1,170	1,174	2,344	
	40~44	1,424	1,383	2,807	
	45~49	1,488	1,546	3,034	
	50~54	1,343	1,382	2,725	
	55~59	1,278	1,410	2,688	
	60~64	1,507	1,576	3,083	
	小計	12,048	12,143	24,191	
老齢人口	65~69	1,978	2,077	4,055	34.4%
	70~74	1,575	1,708	3,283	
	75~79	1,101	1,379	2,480	
	80~84	926	1,414	2,340	
	85~89	646	1,185	1,831	
	90~94	269	681	950	
	95~99	49	215	264	
	100~	9	43	52	
	小計	6,553	8,702	15,255	
	合計	21,185	23,219	44,404	100.0%

(図2-4) 年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳

## 2-4 産業構造

産業（大分類）別事業所数及び従業者数を表2-4、産業（3部門）別就業者数を表2-5に示します。産業大分類別では事業所数、従業員数ともに小売業が最も多くなっています。3部門別の就業者数では第3次産業が全体の6割を超える割合となっており、次いで第2次産業の2割程度、第1次産業の1割程度となっています。

(表2-4) 産業(大分類)別事業所及び従業者数

区分	事業所数 (件)	従業員数 (人)
総 数	2,376	17,312
第1次産業 (農林漁業)	10	59
第2次産業	362	3,569
鉱業	3	7
建設業	198	1,221
第3次産業	161	2,341
電気・ガス・熱供給・水道業	2,004	13,684
情報通信業	4	110
運輸業	16	69
卸売・小売業	37	467
金融・保険業	646	3,676
不動産業	49	611
学術研究、専門・技術サービス業	153	370
飲食店、宿泊業	84	314
生活関連サービス業	344	2,756
教育、学習支援業	204	704
医療、福祉	65	302
複合サービス業	185	2,656
サービス業(他に分類されないもの)	21	488
	196	1,161

※ 第1次産業は個人経営を含まない。

資料：総務省統計局「経済センサス-活動調査報告」平成28年

(表2-5) 産業(3部門)別就業者数

就業人口	総数	産業別構成比
総数	21,092	100.0%
第1次産業	2,418	11.5%
第2次産業	4,621	21.9%
第3次産業	13,748	65.2%

資料：総務省統計局「国勢調査報告」(平成27年10月1日現在)

## 2-5 土地利用の状況

本市の土地利用の状況を表2-6、図2-5に示します。

課税地籍では山林の割合が最も多く40%を占め、次いで田の36%となっており、山林と田で8割近くを占めています。

(表2-6) 土地利用の状況

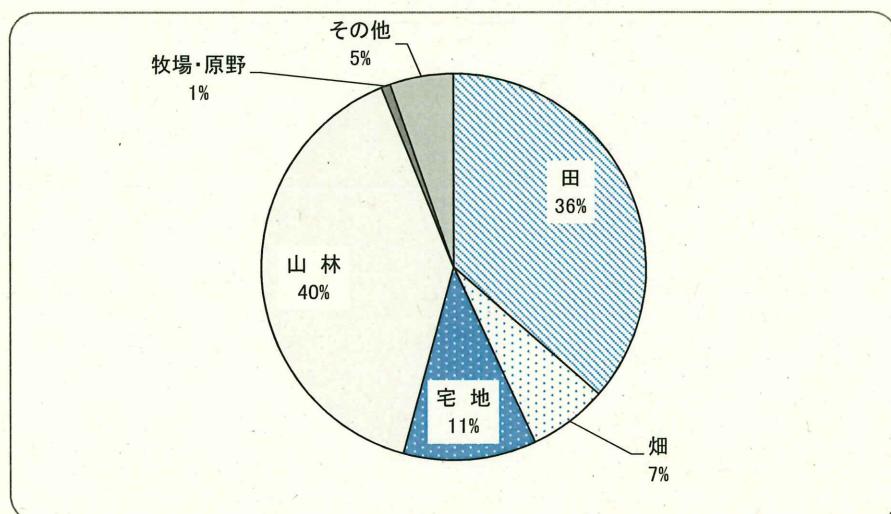
総面積 (km <sup>2</sup> )	評価総地積 (m <sup>2</sup> )					
	田	畑	宅地	山林	牧場・原野	その他
182.38	23,584,552	4,292,225	7,245,640	25,676,951	513,950	3,429,894

※地目別面積は固定資産課税台帳記載面積の数値であるため、合計は国土交通省国土地理院による

総面積とは一致しない。

資料：洲本市統計書

(図2-5) 土地利用の状況

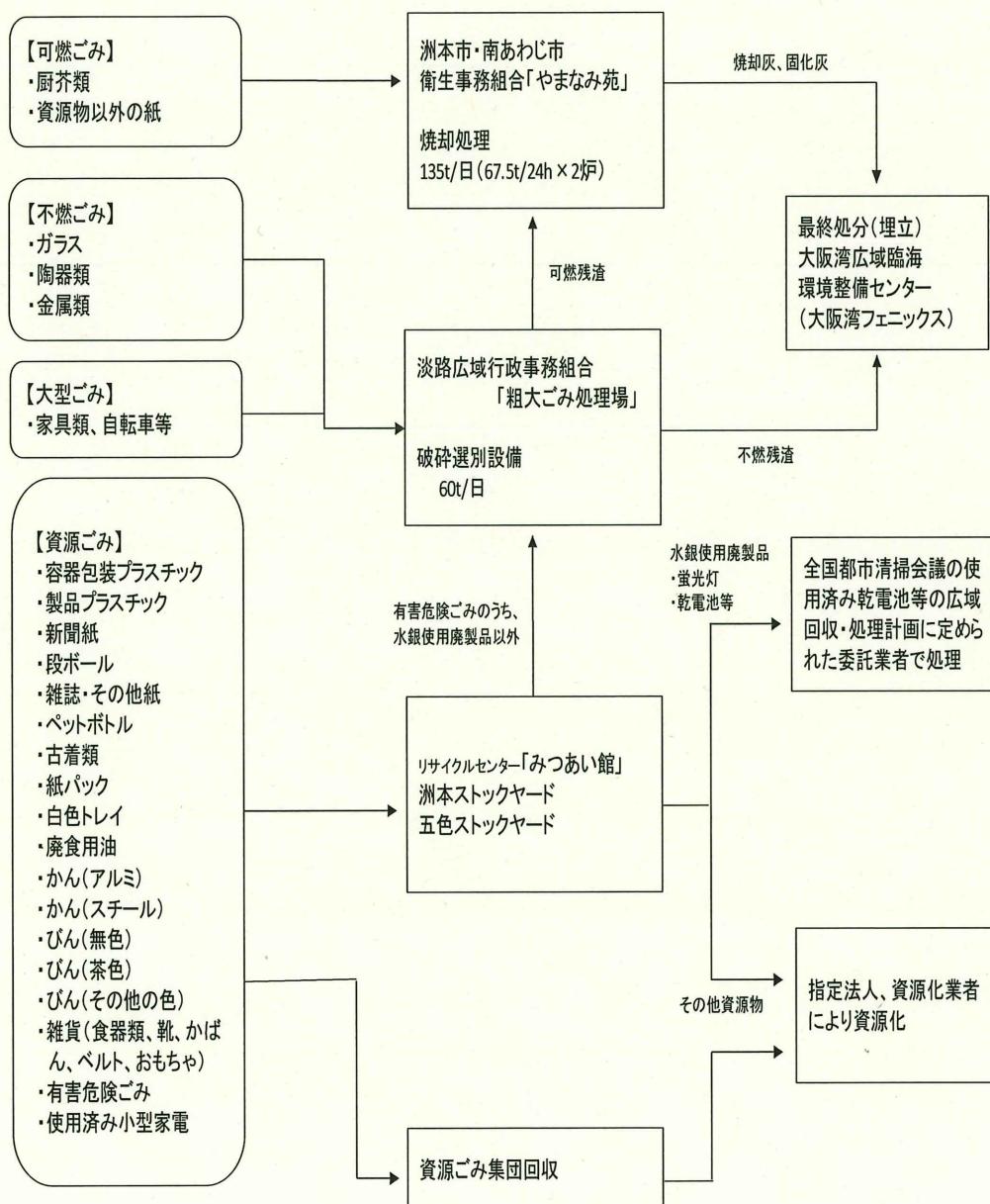


## 第3章 ごみ処理・処分の現況

### 3-1 ごみ処理体系

本市におけるごみの処理フローを図3-1に示します。

(図3-1) ごみの処理フロー



## 3-2 分別区分と収集運搬の概要

### (1) 家庭系ごみ・資源物

収集運搬体制を、表3-1に示します。

家庭系ごみ・資源ごみについて、①燃えるごみ、②燃えないごみは原則として集積箱、令和6年1月からは、資源物③容器包装プラスチック及び④製品プラスチック並びに⑯アルミ缶から⑰その他の色のびんまでを集積箱により委託業者が収集を実施します。

また、資源物⑤新聞紙～⑯その他の色のびん及び⑯有害危険ごみは、エコステーションにより委託業者が収集、⑰使用済み小型家電は公共施設などに設置する回収ボックスでの回収、⑱大型ごみは事前申込による戸別収集を行っています。

なお、資源物③容器包装プラスチックから⑲使用済み小型家電までは、市内4か所での拠点回収も実施しています。

(表3-1) 分別区分と収集運搬

分別の区分		収集形態	収集回数	排出場所
①燃えるごみ		委託	2回/週	集積箱
			2回/月	
資源物	②燃えないごみ	委託	2回/月	集積箱
	プラスチック(③容器包装プラスチック④製品プラスチック)	委託	1回/月	エコステーション
	紙類(⑤新聞紙⑥段ボール⑦雑誌その他の紙)		1回/月	
	⑧ペットボトル		1回/月	
	⑨古着類		1回/月	
	⑩紙パック		1回/月	
	⑪白色トレイ		1回/月	
	⑫廃食用油		1回/月	
	かん(⑯アルミ缶⑰スチール缶)		1回/月	エコステーション
	びん(⑮無色のびん⑯茶色のびん⑰その他の色のびん)		2回/月	集積箱
	⑯雑貨(食器類、靴、かばん、ベルト、おもちゃ)	持込	随時	拠点回収
	⑯有害危険ごみ(スプレー缶、ライター、蛍光灯、乾電池等)	委託	1回/月	エコステーション
	⑰使用済み小型家電	持込	随時	ボックス回収
⑱大型ごみ		直営	随時	戸別収集

※上灘地区の可燃ごみは週1回、不燃ごみは月2回

## (2) 事業系ごみ・資源物

事業所から排出された一般廃棄物は、廃棄物処理法において事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられており、事業者が許可業者に収集運搬を委託、もしくは事業者自らが運搬することとなっています。

## 3 - 3 中間処理と最終処分の概要

### (1) 中間処理の概要

収集及び直接搬入されたごみの中間処理は、可燃ごみについては焼却処理、不燃ごみ、粗大ごみ（大型ごみ）は破碎選別処理を行っています。

また資源ごみはストックヤードなどの資源物の保管施設に一時保管し、資源化業者に引渡しています。なお資源ごみのうち廃食用油は、ウェルネスパーク五色のBDF（バイオディーゼル燃料）化施設で、燃料として再生されています。

（表3-2）可燃ごみ焼却処理施設の概要

名称	洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまみ苑」
所在地	南あわじ市広田広田1174番地
共用開始	平成7年3月
能力	135t/日 (67.5t/24h × 2炉)
設備内容	形式 全連続燃焼式ストーカ炉 集じん方式 バグフィルタ 予熱利用 場内温水、場内暖房

（表3-3）破碎選別処理施設の概要

名称	淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理場」
所在地	洲本市奥畑字西の谷394番地1
共用開始	平成8年3月
能力	60t/日
選別処理方式	破碎選別処理

(表3-4) 一時保管施設の概要

施設名称	リサイクルセンター 「みつあい館」	洲本ストックヤード	五色ストックヤード
所在地	洲本市栄町四丁目3番28号	洲本市下内膳2106番地	洲本市五色町都志万歳1105番地1
竣工年月	平成8年3月	平成24年3月	平成22年3月
選別処理方式	手選別	手選別	手選別
選別対象物	容器包装プラスチック、製品プラスチック、新聞紙、段ボール、雑誌・その他の紙、ペットボトル、紙パック、古着類、白色トレイ、廃食用油、アルミ缶、スチール缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、食器類、靴・かばん・ベルト、有害危険ごみ、使用済み小型家電	容器包装プラスチック、製品プラスチック、新聞紙、段ボール、雑誌・その他の紙、ペットボトル、紙パック、古着類、白色トレイ、廃食用油、アルミ缶、スチール缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、食器類、靴・かばん・ベルト、有害危険ごみ、使用済み小型家電	容器包装プラスチック、製品プラスチック、新聞紙、段ボール、雑誌・その他の紙、ペットボトル、紙パック、古着類、白色トレイ、廃食用油、アルミ缶、スチール缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、食器類、靴・かばん・ベルト、有害危険ごみ、使用済み小型家電

## (2) 最終処分の概要

焼却処理後の焼却灰や固化灰、破碎選別後の不燃残渣は、広域臨海環境整備センター法に基づく特殊法人である、大阪湾広域臨海環境整備センターの処分場で埋立処分をおこなっています。同センターでは「尼崎沖埋立処分場」、「泉大津沖埋立処分場」、「神戸沖埋立処分場」、「大阪沖埋立処分場」の4か所の埋立処分場を稼働させており、本市の廃棄物は津名基地より、神戸沖埋立処分場に搬入されています。

(表3-5) 最終処分場の概要

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター(神戸沖埋立処分場)
所在地	神戸市東灘区向洋町中9丁目5番地 から向洋町東4丁目29番地の地先
共用開始	平成13年12月
容積・面積	容積 15,000千m <sup>3</sup> 面積88ha



大阪湾広域臨海環境整備センター（神戸沖処分場）

平成27年9月撮影

### 3-4 ごみ排出量の推移

#### (1) ごみ・資源物排出量の定義

本計画で使用するごみ・資源物排出量に関する用語を表3-6に示します。

(表3-6) 本計画で使用するごみ・資源物に関する用語

ごみ 総排出量 (市が把握 できる量)	家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ収集量
		家庭系資源物収集量
		集団回収量
	事業系ごみ排出量	事業系ごみ排出量

##### 「ごみ総排出量」

家庭や事業所から発生するごみや資源物のうち、市が把握できるものの総量とします。学校のPTAなどの各種団体が行う集団回収で回収した資源物も含みます。家庭での生ごみの堆肥化などや事業者の独自処理は含みません。

##### 「家庭系ごみ排出量」

家庭から排出される、市が収集・処理する、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどのごみと、ペットボトル、びん類、小型家電などの資源物と集団回収量の合計。

##### 「事業系ごみ排出量」

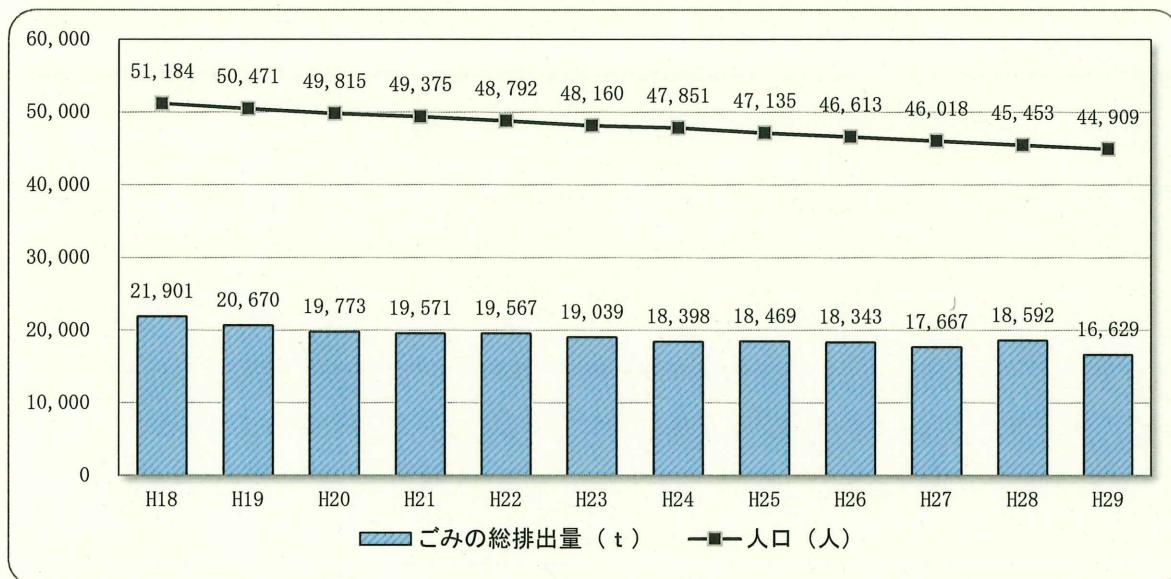
事業所から排出されるごみのうち、一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者や事業者自らが施設に、搬入したごみの量の合計。事業者が自ら処理した量などの市が把握することが困難なものは含みません。

## (2) ごみ総排出量と人口

洲本市のごみ総排出量と人口を図3-1に示します。

洲本市のごみ総排出量は、旧洲本市と旧五色町の合併直後の平成18年をピークとして減少傾向にあります。人口についても同様、合併当初から継続して減少しています。

(図3-1) 洲本市のごみ総排出量の推移

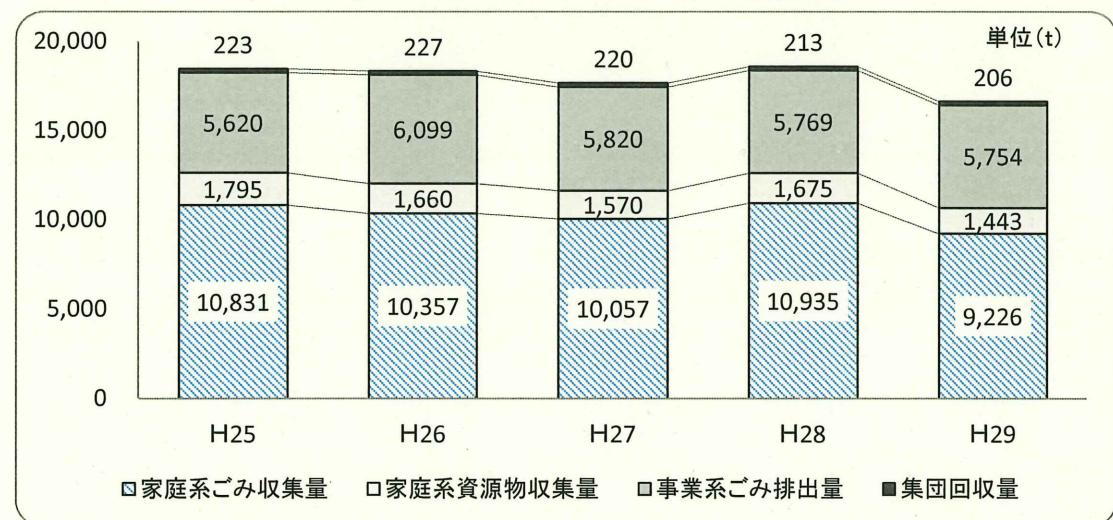


## (3) ごみの排出形態別排出量

直近5か年の排出形態別排出量推移を図3-2に示します。

家庭系ごみは、平成29年度に開始された大型ごみの有料化などの効果もあり、減少傾向にありますが、事業系ごみは、ほぼ横ばいで推移しています。資源物については、減少傾向にあります。集団回収量については、ほぼ横ばいで推移しています。

(図3-2) 洲本市のごみの排出形態別排出量推移



#### (4) 1人1日あたりのごみ排出量

本市の過去5年間の1人1日当たりのごみ排出量の推移を表3-7、図3-3に示します。

1人1日あたりの家庭系ごみ収集量は、平成28年度に平成29年度実施の大型ごみ有料化前に、一時的に増加しましたが、それを除くと減少傾向にあり、平成29年度は、平成25年度から約11%(67g/人・日)減少しています。

1人1日あたりの家庭系資源物の収集量も同様に、大型ごみ有料化の影響で一時的に増加しましたが、減少傾向にあり、平成29年度は、平成25年度から約16%(16g/人・日)減少しています。

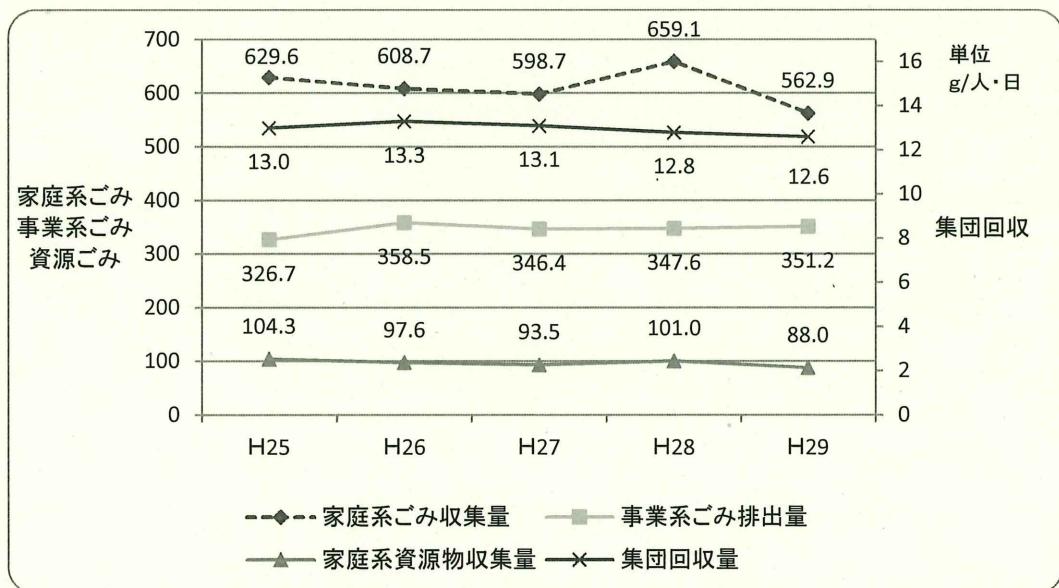
集団回収量は、年度ごとに増減がありますが、おおむね13g/人・日前後で、ほぼ横ばいで推移しています。

事業系ごみの排出量は、年度ごとに増減があり、平成29年度は、平成25年度から約7%増加していますが、全体としては、ほぼ横ばいで推移しています。

(表3-7) 1人1日あたりのごみ排出量

年度	H25	H26	H27	H28	H29
家庭系ごみ収集量	629.6	608.7	598.7	659.1	562.9
家庭系資源物収集量	104.3	97.6	93.5	101.0	88.0
集団回収量	13.0	13.3	13.1	12.8	12.6
家庭系ごみ排出量	746.9	719.6	705.3	772.9	663.5
事業系ごみ排出量	326.7	358.5	346.4	347.6	351.2
合 計	1073.6	1078.1	1051.7	1120.5	1014.7

(図3-3) 1人1日あたりのごみ排出量



## (5) ごみ・資源物の種別ごとの排出量の推移

本市の過去5年間のごみ・資源物の種別ごとの排出量の推移を表3-8、図3-4に示します。

可燃ごみ、不燃ごみの排出量は、増減はありますが、減少傾向にあり、粗大ごみについては平成29年度実施の大型ごみの有料化の効果もあり、大幅に減少しており、平成29年度実績は、平成25年度から71%（422t）減少しています。

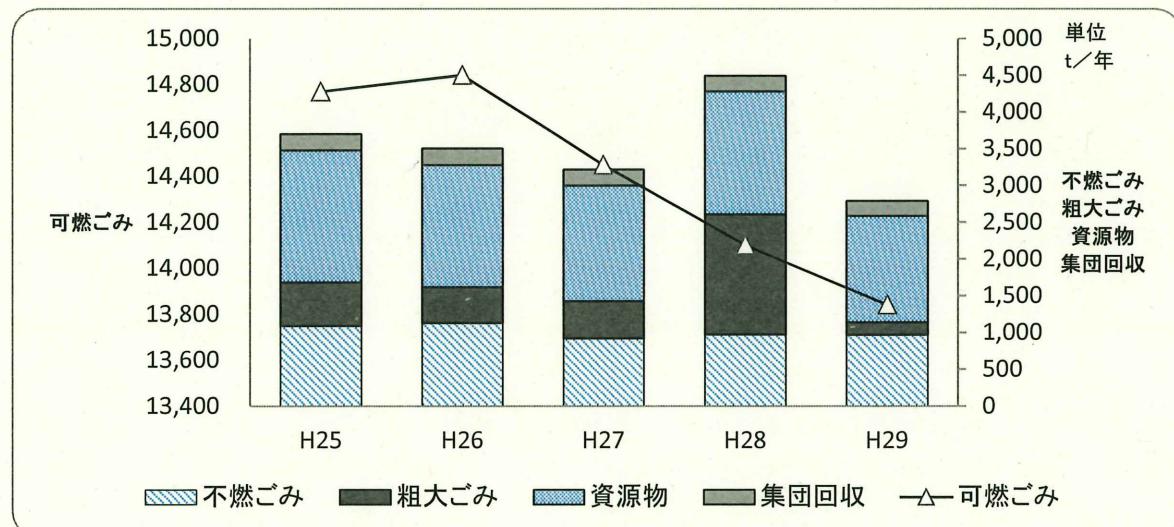
資源物についても減少傾向にあり、平成29年度実績は平成25年度から20%（352t）減少しています。

集団回収量は、年度ごとに増減がありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

(表3-8) ごみ・資源物の種別ごとの排出量推移

種別	H25	H26	H27	H28	H29	単位(t)
可燃ごみ	14,769	14,841	14,450	14,100	13,841	
不燃ごみ	1,089	1,127	919	971	968	
粗大ごみ	593	488	508	1,633	171	
資源物	1,795	1,660	1,570	1,675	1,443	
集団回収	223	227	220	213	206	
ごみ総排出量	18,469	18,343	17,667	18,592	16,629	

(図3-4) ごみ・資源物の種別ごとの排出量推移

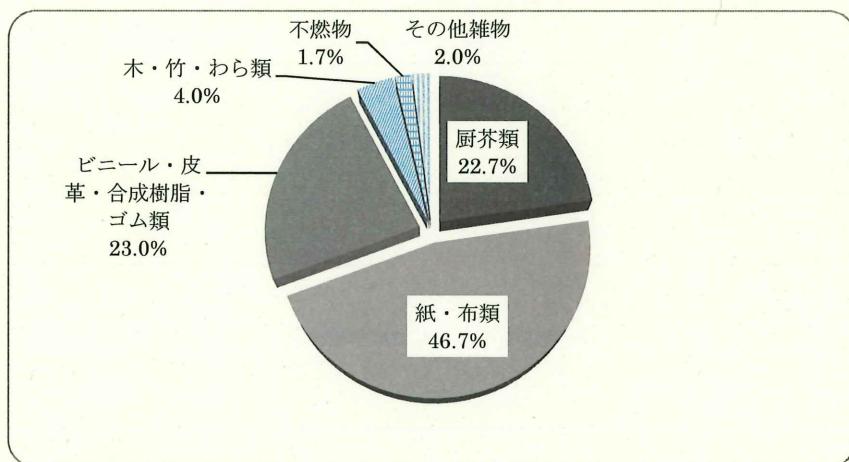


### 3-5 ごみの組成と性状

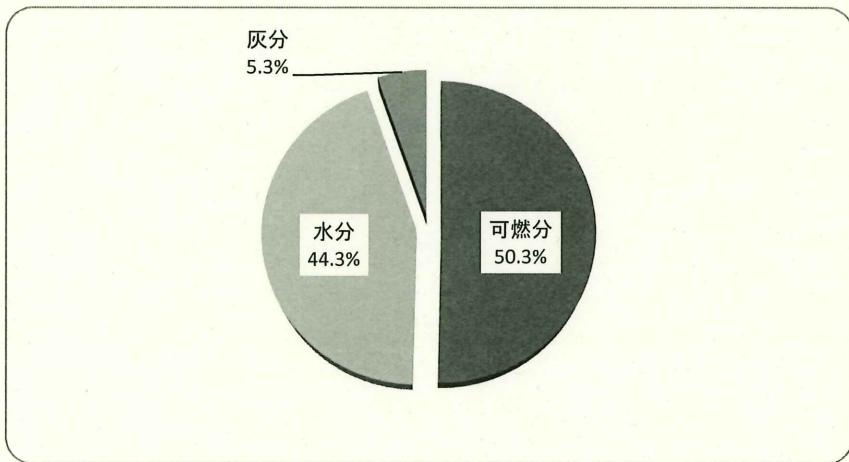
本市が可燃ごみを搬入する洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」における、平成27年度から平成29年度までの可燃ごみの組成を図3-5、性状を図3-6に示します（3か年の平均）。

組成では46.7%が紙・布類で、次いで厨芥類が22.7%となっています。性状では、可燃分が50.3%、水分が44.3%、灰分が9.4%となっています。

(図3-5) 可燃ごみの組成



(図3-6) 可燃ごみの性状

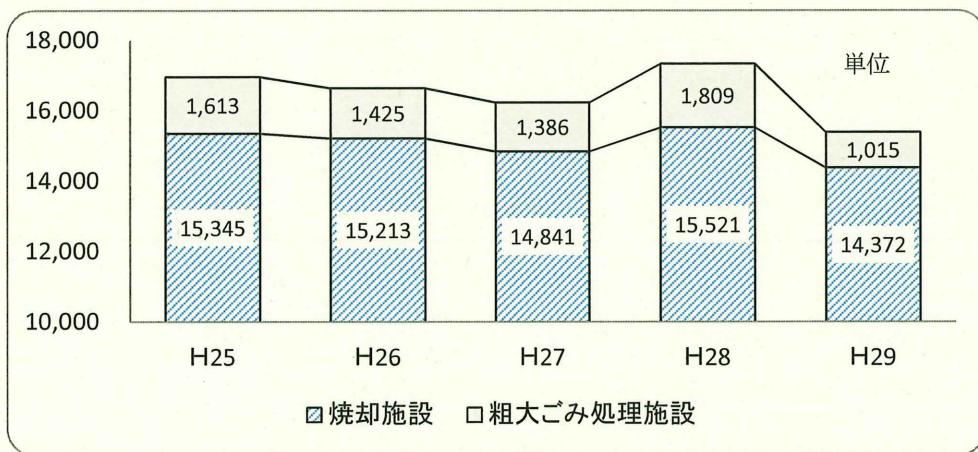


### 3-6 中間処理量と最終処分量の推移

#### (1) 中間処理量の推移

本市の過去5年間の中間処理量（焼却施設と粗大ごみ処理施設での処理量）の実績を図3-7に示します。焼却施設での処理量は洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」での焼却処理された量で、粗大ごみ処理施設での破碎処理後の残渣を含みます。粗大ごみ処理施設での処理量は淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理場」で処理された量の合計です。いずれの処理施設の処理量も減少傾向にあります。

（図3-7）中間処理量の推移

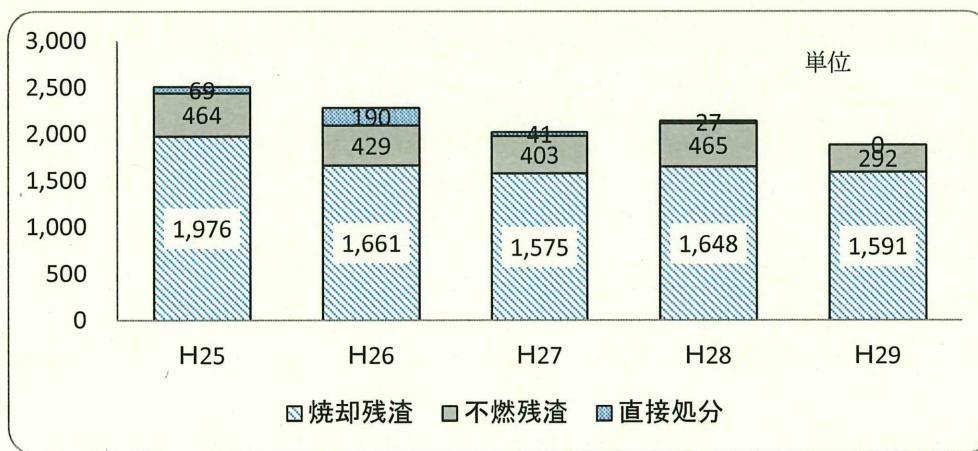


#### (2) 最終処分量の推移

本市の過去5年間の最終処分量の実績を図3-8に示します。

最終処分は、大阪湾臨海環境整備センター（神戸沖処分場）で埋立処分を行っており、焼却施設から焼却残渣（焼却灰、ばいじん）、破碎選別施設からは破碎選別後の不燃残渣を処分しており、直接処分は、製核事業者の生産工程から排出される不要物（貝カス）を処分しております。実績は中間処理同様に減少傾向にあります。

（図3-8）最終処分量の推移

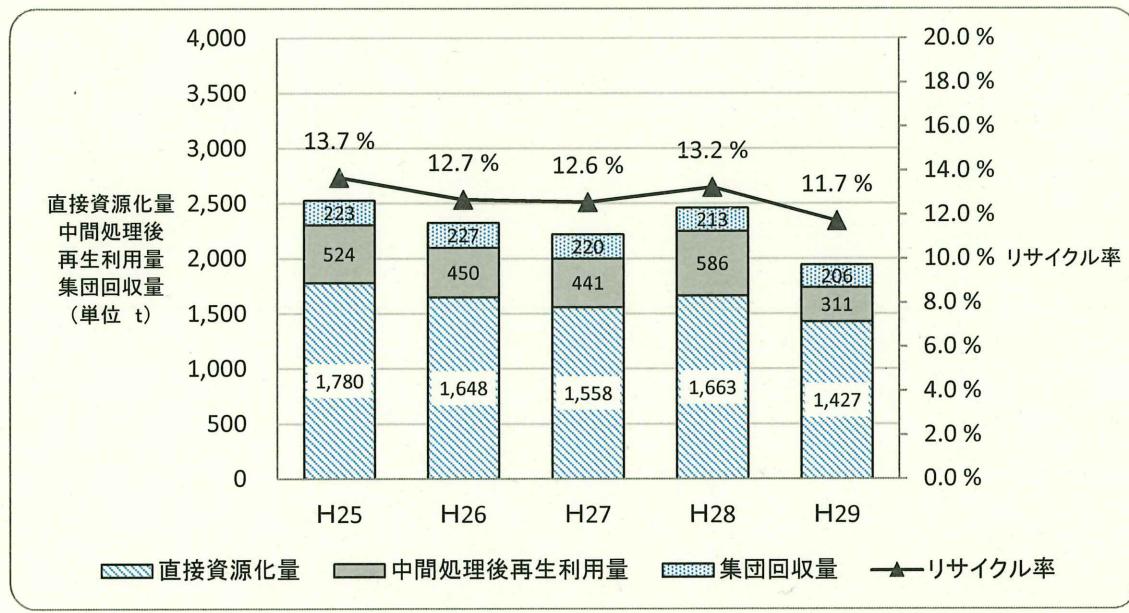


### 3-7 資源化の状況

本市における資源化量とリサイクル率の推移を図3-9に示します。

資源化量とは、直接資源化量と中間処理後再生利用量と集団回収量と合計で、直近の平成29年度の資源化量は1,899tで、平成25年度から約24%（589t）減少しています。リサイクル率も減少傾向にあり、平成29年度実績では11.7%と低い水準になっています。

（図3-9）資源化量とリサイクル率



リサイクル率 =

$$(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})$$

### 3-8 ごみ処理の経費

本市におけるごみ処理経費の推移を表3-9、ごみ1t当たりの処理経費と1人当たりのごみ処理経費を表3-10に示します。

処理経費は項目ごとの増減はあるものの、合計はほぼ横ばいで推移しています。1人あたりの処理経費と、1トンあたりの処理経費も同様の傾向を示しており、ほぼ横ばいで推移しています。

(表3-9) ごみ処理経費の推移

項目／年度			H25	H26	H27	H28	H29	単位(千円)
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	4,675	0	0	
		最終処分場	0	0	431	338	0	
	組合分担金	69,589		0	0	0	0	
	小計	69,589		0	5,106	338	0	
処理及び維持管理費	人件費	一般職	19,505	16,923	18,472	18,727	21,088	
		技能職	収集運搬	41,485	42,061	55,128	49,024	51,513
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	22,234	21,918	25,161	33,057	32,405	
		中間処理費	0	0	150	13,208	7,510	
		最終処分費	0	0	0	4,218	2,658	
	委託費	収集運搬費	135,261	138,802	139,807	154,316	155,364	
		中間処理費	12,449	10,970	10,855	2,744	2,653	
		最終処分費	3,748	4,491	4,037	336	330	
		その他の	0	0	8,068	11,436	10,747	
	組合分担金	134,518	135,290	136,294	145,111	125,844		
	小計	369,200	370,455	397,972	432,177	410,112		
その他の			0	0	0	0	543	
合計			438,789	370,455	403,078	432,515	410,655	

(表3-10) ごみ1トンあたりの処理経費と1人あたりのごみ処理経費

項目	単位／年度	H25	H26	H27	H28	H29
ごみの総量	t	18,469	18,343	17,667	18,592	16,584
人口	人	47,135	46,613	46,018	45,453	44,909
ごみ1トンあたりの処理経費	円/t	23,758	20,196	22,815	23,264	24,762
1人あたりのごみ処理経費	円/人	9,309	7,947	8,759	9,516	9,144

### 3-9 ごみ処理広域化の取り組み

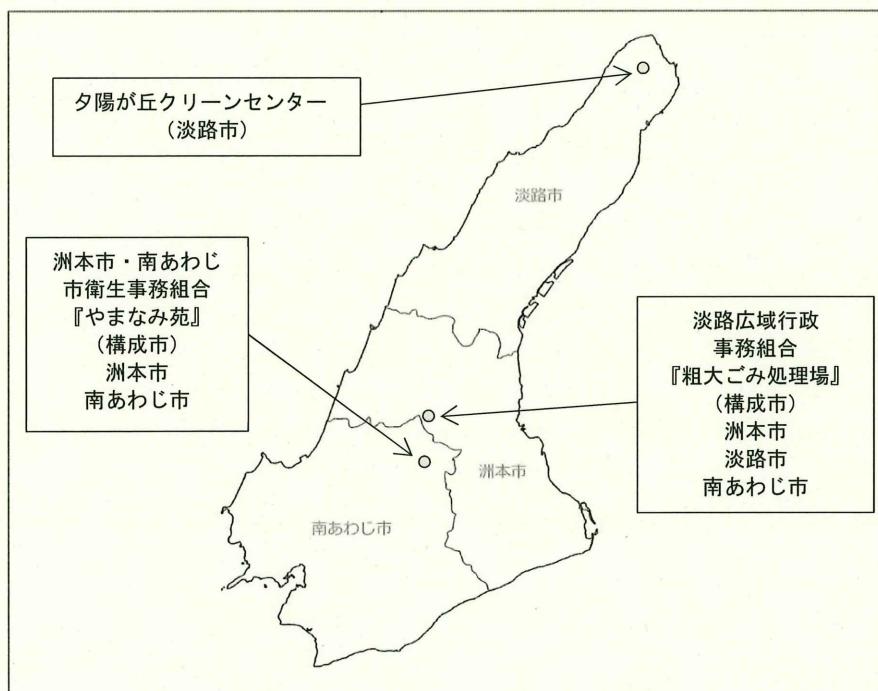
淡路島内の焼却施設、粗大ごみ処理施設を図3-10に示します。

平成22年度より、洲本市、淡路市、南あわじ市（以下島内3市という。）で焼却施設の集約化の検討を開始し、平成27年10月には島内3市で構成する、淡路地域可燃ごみ処理広域化検討会議（以下検討会議という。）を設置し焼却施設（洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」、夕陽が丘クリーンセンター）の集約化について具体的な検討を開始しました。

検討の中で焼却施設と同時期に竣工した粗大ごみ処理施設（淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理場」）も同様に施設の更新が必要となることが見込まれるため、併せて検討することとなり、様々なケースを検討した結果、将来的財政負担面（建設費、維持管理費で経済的）で大きなメリットのある、3施設全ての統合が望ましいとの結論に至りました。

今後は、兵庫県廃棄物処理計画（平成30年8月）のごみ処理の広域化の基本方針（①環境への負荷の低減、②効率的な資源循環、③強靭な一般廃棄物処理システムの確保、④地域特性を活かした一般廃棄物処理施設の広域化、⑤平常時及び災害時の広域的な協力体制）にもある、災害に強く、地域特性を活かした処理施設の令和11年度の供用開始を目指し、詳細な検討を進めていきます。

（図3-10）淡路島内3市の処理施設



	やまなみ苑	夕陽が丘クリーンセンター	粗大ごみ処理場
設置主体	洲本市・南あわじ市衛生事務組合	淡路市	淡路広域行政事務組合
竣工日	平成7年3月	平成11年2月	平成8年3月
処理能力	135t/日	80t/日	60t/日

### 3-10 その他の取り組み

#### (1) 大型ごみの有料化

平成 29 年度より大型ごみの有料化を開始し、従来エコステーションにおいて無料で回収を行っていた大型ごみについて、有料での戸別収集（処理券方式）を開始しました。

平成 27 年度に 508 t であった大型ごみの排出量は、制度開始後の平成 29 年度には 171 t と開始前の 3 割程度まで減量化を達成しました。

#### (2) 環境学習施設

平成 28 年 10 月、環境の保全に関する学習及び情報発信の拠点施設として、洲本市環境学習施設「エコひろば洲本」を設置しました。この施設ではごみや資源物の処理や再生エネルギーに関するビデオやクイズ、展示物などの他、環境保全に関する講座や研修会を行っています。令和 2 年 2 月には、風力や太陽光、雨水を利用した再生可能エネルギー体験型ハウス「エコログ」が完成し、エコひろば洲本と併せて環境学習施設として利用を図ります。

また、令和 2 年 4 月からは市で回収した大型ごみ等で再使用が可能な品物を無料で持ち帰ることができる「Re:すとあ」、資源物として出された本を無料で持ち帰ることができる「Re:ぶっく」をエコひろば洲本内に開設します。

#### (3) 不法投棄（不適正処理）対策

不法投棄を未然に防ぐ対策として、啓発用看板の配布、警察との合同パトロールの実施、兵庫県と合同で廃棄物運搬車両の検問を継続して実施してきました。また、不法投棄が発見された場合には現地調査を行い、廃棄物の撤去や処理について指導を行っています。

## 第4章 ごみ処理の現況の評価

### 4-1 市町村一般廃棄物処理評価支援ツールによる評価

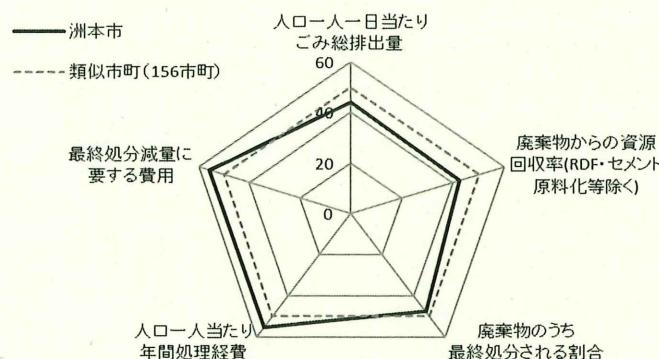
本市の平成29年度の実績を基に、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、類似市町（156市町）との比較・分析の結果（偏差値）を図4-1に示します。また分析に使用する用語の説明を表4-1に示します。

（表4-1） 分析に使用する用語の説明

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365(or 366) ÷ 計画収集人口 × 10 <sup>3</sup>	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口 × 1	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t

※1：処理及び維持管理費のうち組合分の経費については市町村分担金の比率で市町村毎に按分しています。ここで処理及び維持管理費は、車両等購入費を除いています。また、施設改良費及びその他（第三セクターへの拠出金等）は含みません。なお、処理システムの指針では廃棄物会計基準に基づくコスト分析結果から算出することとされていますが、今回は一般廃棄物処理事業実態調査結果を用いて算出しています。このため、経費には減価償却費及び経常収益は考慮されていません。3章（表3-10）の1人あたりの経費とは一致しません。

（図4-1） 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる分析結果



都市形態：都市 人口区分：30,000～60,000人

産業構造：1（Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%以上）

標準的な指標		人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
単位		(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
H29年度	平均	0.925	0.178	0.095	13,198	41,211
	最大	1.335	0.748	0.727	63,463	227,819
	最小	0.564	0.050	0.000	8,514	8,514
	標準偏差	0.145	0.081	0.079	6,131	21,316
	洲本市	1.014	0.117	0.113	9,880	28,695
	偏差値	43.9	42.5	47.7	55.4	55.9

## 評価・分析結果のまとめ

- ・「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」

1 人 1 日当たりごみ総排出量 1,014g で、類似市町の平均は 925g となっており、平均を上回っている状況で減量化の必要があります。

- ・「廃棄物からの資源回収率」

資源回収率（リサイクル率）は 11.7% で、類似市町の平均の 17.8% とは大きな差があり、低い水準となっており改善の必要があります。

- ・「廃棄物のうち最終処分される割合」

廃棄物のうち最終処分される割合は 11.3% で、類似市町の平均は 9.5% となっており、平均を上回っている状況で改善の必要があります。

- ・「人口 1 人当たり年間処理費」

人口 1 人あたり年間処理費は 9,880 円／人となっており、類似市町の平均 13,198 円を下回っています。

- ・「最終処分減量に要する費用」

最終処分減量に要する費用は 28,695 円／t となっており、類似市町の平均 41,211 円を大きく下回っています。

## 4-2 県平均との比較による評価

### (1) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

平成29年度一般廃棄物実態調査結果をもとに、本市の種別ごとの1人1日あたりのごみ排出量と兵庫県の平均（41市町）の比較を表4-2、図4-2に示します。

1人1日あたりのごみ排出量は、可燃ごみが県平均の444.3gに対して本市が508.9g（県平均の1.15倍）、不燃ごみは県平均の21.2gに対して43.6g（県平均の2.06倍）と、どちらも県平均を大きく上回っています。

粗大ごみは県平均の23.9gに対して本市が10.4g（県平均の0.44倍）となっています。これは平成29年度から実施している大型ごみの有料化により、減量化を図ることができたと考えられます。

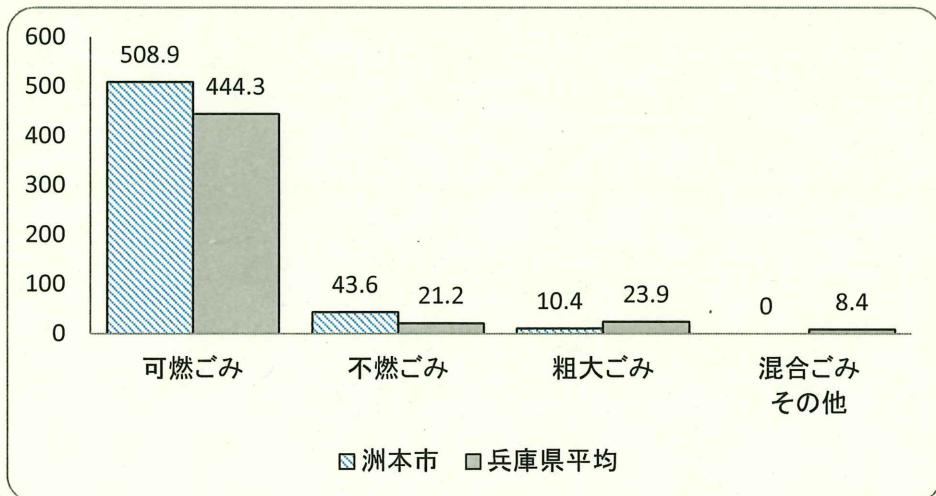
家庭ごみ排出量全体でも、県平均の497.8gに対して本市が562.9g（県平均の1.13倍）と県平均を大きく上回っており、粗大ごみを除く全てのごみの種別でさらなる減量化が必要となっています。

（表4-2） 1人1日あたりのごみ排出量と兵庫県の平均の比較

種別・単位	可燃ごみ (g/人・日)	不燃ごみ (g/人・日)	粗大ごみ (g/人・日)	混合ごみ その他 (g/人・日)	合計 (g/人・日)
洲本市	508.9	43.6	10.4	0	562.9
兵庫県平均	444.3	21.2	23.9	8.4	497.8
兵庫県を平均1.00とした時の本市の比率	1.15	2.06	0.44	—	1.13

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

（図4-2） 1人1日あたりのごみ排出量と兵庫県の平均の比較



## (2) 1人1日あたりの資源ごみ収集量とリサイクル率

平成29年度一般廃棄物実態調査結果をもとに、本市の1人1日あたりの資源ごみ、1人1日あたりの集団回収量、リサイクル率と兵庫県の平均（41市町）の比較を表4-3、図4-3に示します。

1人1日あたりの資源ごみは県平均の56.1gに対して、本市が88.0g（県平均の1.57倍）となっていますが、集団回収については県平均の72.0gに対して、本市が12.6g（県平均の0.18倍）となっています。

本市と県平均を比較すると、定期収集や本市の施設に搬入された資源ごみの割合が高く、学校のPTAや各種団体、店舗などが行う集団回収の割合は低くなっています。市が行う収集以外の排出機会の確保が必要となっています。

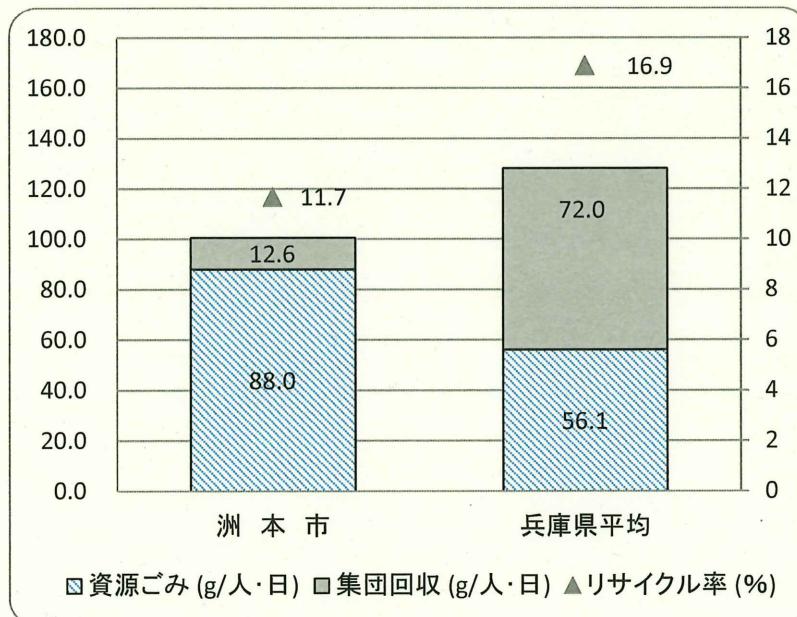
(表4-3) 1人1日あたりの資源ごみ、集団回収量、

リサイクル率と兵庫県の平均の比較

種別・単位	資源ごみ (g/人・日)	集団回収 (g/人・日)	リサイクル率 (%)
洲本市	88.0	12.6	11.7
兵庫県平均	56.1	72.0	16.9
兵庫県を平均1.00とした時の本市の比率	1.57	0.18	—

(図4-3) 1人1日あたりの資源ごみ、集団回収量、

リサイクル率と兵庫県の平均の比較



### 4-3 前計画の進捗状況

本市が平成18年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」）の概要を表4-4、目標の達成状況を表4-5に示します。

（表4-4） 計画の概要

策定年月	平成18年3月
計画期間	平成18-令和2年
目標年次人口推計	平成32年度49,081人 (平成29年度実績44,909人)
計画の要点	<p>(1)ごみ減量・リサイクルの促進 洲本市(合併後の五色町を含む)は、地球温暖化やオゾン層の破壊など環境問題が深刻化している中で、市民の協力を得て、発生抑制、リサイクルの促進など5R施策を探り入れた循環型社会の形成を目指す廃棄物処理計画とする。</p> <p>(2)洲本市地域と五色町地域の整合性確保 洲本市と五色町の合併によって生じた、諸制度の差異については、可能な限り早急に整合を図る。ただし、整合に当たっては、現状を十分把握するとともに、現在の制度に至った経緯、地域性などを十分に勘案しながら行なうものとする。</p>

（表4-5） 計画の目標達成状況

主な目標		単位	基準年度 (平成16年度)	目標 (令和2年度)	直近実績 (平成29年度)	達成 状況
ごみ量	収集量※1		16,904	14,869	10,669	○
	1人あたりの排出量※2	g/人・日	887	830	651	○
	直接搬入量※3	t	6,564	6,400	5,754	○
	1事業所あたり排出量※4	kg	2,173	2,119	5,971	×
	総排出量	t	23,468	21,269	16,423	○
再利用 再資源化量	直接資源化量	g/人・日	67	180	87	×
		t	1,267	3,225	1,427	×
	総資源化量	t	2,567	4,598	1,899	×
減量化量	中間処理による減量化量	t	17,545	14,115	12,717	—
最終処分量	埋立処分量	t	3,788	3,047	1,883	○

※1 収集量=直営収集量+委託収集量+資源ごみ収集量

※2 1人あたり排出量=収集量÷人口÷365日

※3 直接搬入量=許可収集量+直接搬入量

※4 1事業所あたり排出量=直接搬入量÷事業所数

## 計画の目標達成状況についてのまとめ

### ① ごみ量

現行計画の達成状況の中で、ごみ量については各種減量化施策の効果もあり概ね達成できている状況ですが、1事業所あたりの排出量については目標年次までに達成が難しい状況です。

### ② 再利用と再資源化量

再利用と再資源化量については、全ての目標値を未達成の状況で、直接資源化量については、改善傾向がみられますが目標年次までの目標の達成は難しい状況です。

総資源化量については、人口が現行計画の予測に比べて大きく減少したこと、ごみ量が減少したことにより中間処理量が減少し、それに伴い、中間処理後再生利用量が減少したため目標の達成は難しい状況です。

### ③ 中間処理による減量化量

中間処理による減量化量は、焼却による減量化が大部分を占めていますが、焼却量そのものが14,308 tと目標値と同等である状況までごみの量が減っており、達成状況を評価することは適当でないため、評価は無しとしています。

### ④ 最終処分量

埋立て処分量は人口の減少、ごみ量の減少に伴い総量としては大きく減少し、目標は達成見込みとなっています。

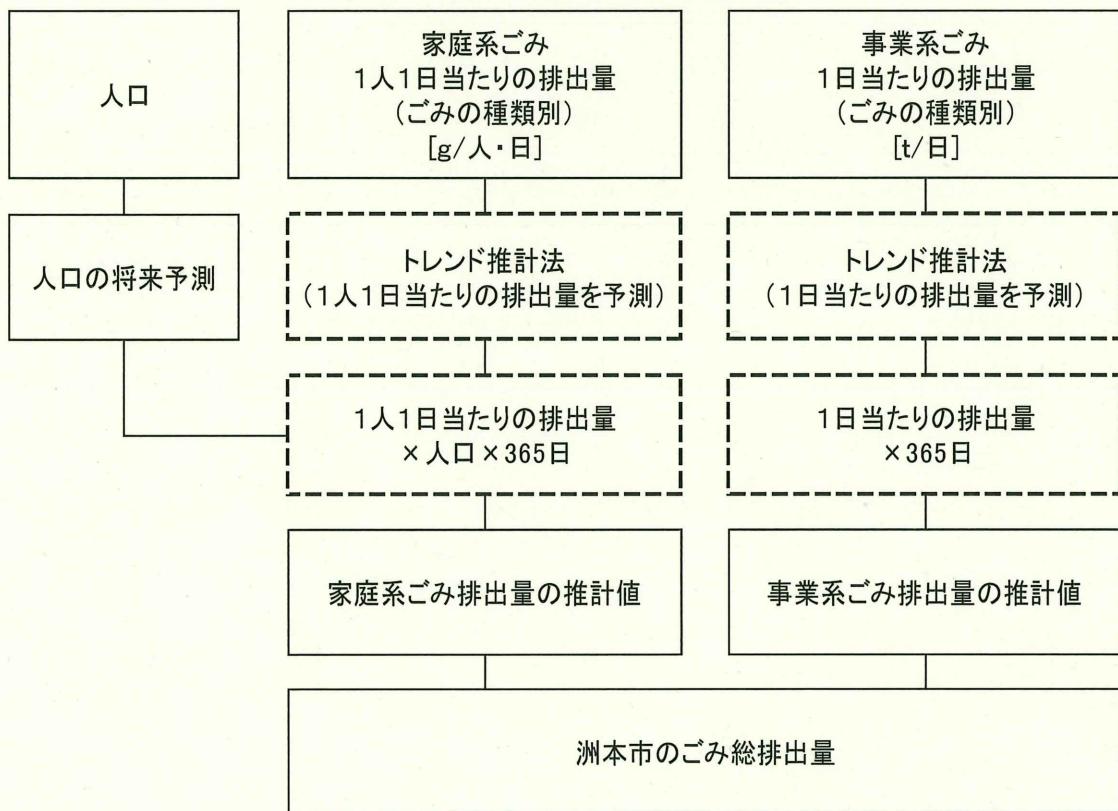
## 第5章 ごみ処理量の将来推計と課題

### 5-1 ごみの将来予測の手順

ごみの将来予測の手順は、図5-1のとおりです。

家庭系ごみは、トレンド推計法により1人1日あたりの家庭系排出量の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量とします。事業系ごみは、トレンド推計法により1日あたりの事業系排出量の将来予測を行い、その結果に年間日数を乗じたものを排出量とします。

(図5-1) ごみの将来予測の手順



## 5-2 将来人口の推計

本市における将来人口について推計した「洲本市人口ビジョン」(令和2年3月策定)を基に、本計画で使用する将来人口の推計結果を表5-1、戦略人口と年代別の構成比を表5-2に示します。

将来人口は減少傾向が続くと考えられ、計画最終年度の令和11年度は37,028人となっています。また65歳以上の構成比は徐々に増加し、高齢化が計画期間中には進行することが予測されています。

(図5-1) 将来人口の推計

実績							推計							単位:人	
H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度		
44,909	44,175	43,487	41,050	40,548	40,046	39,544	39,042	38,540	38,162	37,784	37,406	37,028	36,648	△合	計画初年度

推計						
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
39,042	38,540	38,162	37,784	37,406	37,028	36,648

↑  
中間目標年度

↑  
計画最終年度

※(1)

戦略人口

※(2)

平成31年度以降の推計は、「洲本市人口ビジョン」に示されている令和2年、令和7年、令和12年4月1日の戦略人口を基に数値を補間(等差で推移)したもの

(図5-2) 戦略人口と年代別の構成

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)
戦略人口	44,258	41,050	38,540	36,648	34,912
0～14歳	5,168	4,378	4,066	4,261	4,510
15～64歳	24,311	21,620	19,742	18,043	16,456
65歳以上	14,779	15,052	14,732	14,344	13,946
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	11.7%	10.7%	10.6%	11.6%	12.9%
15～64歳	54.9%	52.7%	51.2%	49.2%	47.1%
65歳以上	33.4%	36.7%	38.2%	39.1%	39.9%

資料:洲本市総合戦略

### 5-3 ごみの排出量の将来推計

目標年度までの排出量の推計結果を図5-3に示します。

ごみ・資源物の排出量の将来予測値の算出は原則として、過去5年間の実績に基づき、5つの推計式によって5通りの予測値（原単位）を算出し、このうち過去の実績を出来るだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾を来たさないことなどを考慮して、最も妥当と判断されるものを採用し、予測値（原単位）に年間日数と、推計人口を乗じたものをごみ排出量（年間）としています。

ただし推計式による予測にあたっては、実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値を設定します。

(表5-3) ごみ排出量の推計（現状推移）

項目		年度	実績		予測	
			H29	R6	R11	
計画収集人口		[人]	44,909	39,042	37,028	
ごみ排出量	家庭系ごみ	可燃ごみ	[t/年]	8,341	7,252	6,878
		不燃ごみ	[t/年]	714	621	589
		粗大ごみ	[t/年]	171	148	141
		資源ごみ	[t/年]	1,443	1,099	943
		集団回収	[t/年]	206	168	151
		小計	[t/年]	10,875	9,288	8,702
平均排出量 (原単位)	事業系ごみ	可燃ごみ	[t/年]	5,500	5,501	5,501
		不燃ごみ	[t/年]	254	201	172
		不燃ごみ(直接搬入)	[t/年]	0	66	66
		小計	[t/年]	5,754	5,768	5,739
	合計		[t/年]	16,629	15,056	14,441
	家庭系ごみ	可燃ごみ	[g/人・日]	508.9	508.9	508.9
		不燃ごみ	[g/人・日]	43.6	43.6	43.6
		粗大ごみ	[g/人・日]	10.4	10.4	10.4
		資源ごみ	[g/人・日]	88.0	77.1	69.8
		集団回収	[g/人・日]	12.6	11.8	11.2
		小計	[g/人・日]	663.5	651.8	643.9
平均排出量 (原単位)	事業系ごみ	可燃ごみ	[t/日]	15.07	15.07	15.07
		不燃ごみ	[t/日]	0.70	0.55	0.47
		不燃ごみ(直接搬入)	[t/日]	0.00	0.18	0.18
		小計	[t/日]	15.77	15.80	15.72
		1人1日あたり排出量	[g/人・日]	351.2	404.7	424.5
	合計 1人1日あたり排出量		[g/人・日]	1,014.70	1,056.5	1,068.40

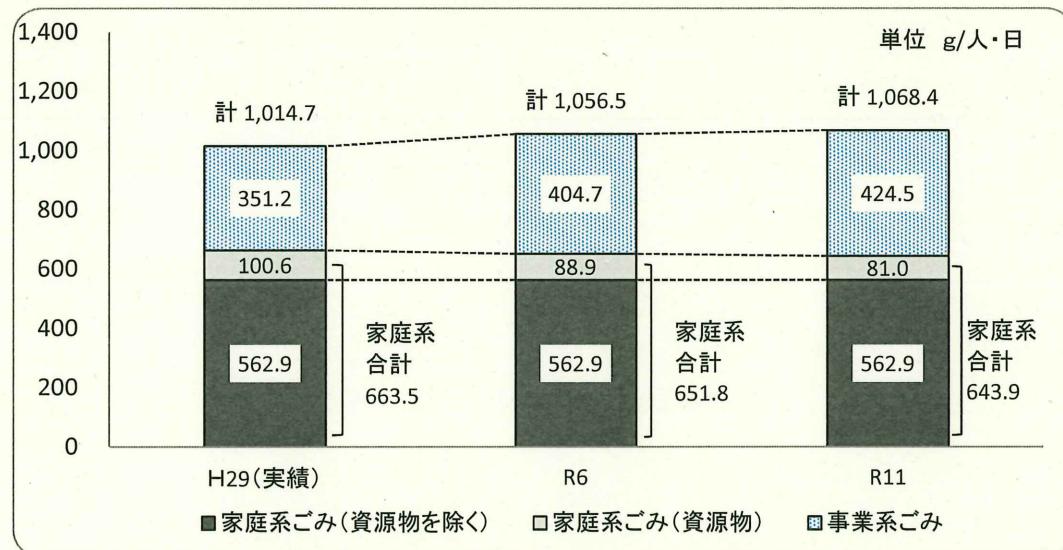
## 5-4 排出形態別予測結果

目標年次までのごみの排出形態別の予測結果（平均排出量：原単位）を表5-2、ごみの排出形態別の予測結果（総排出量）を表5-3に示します。

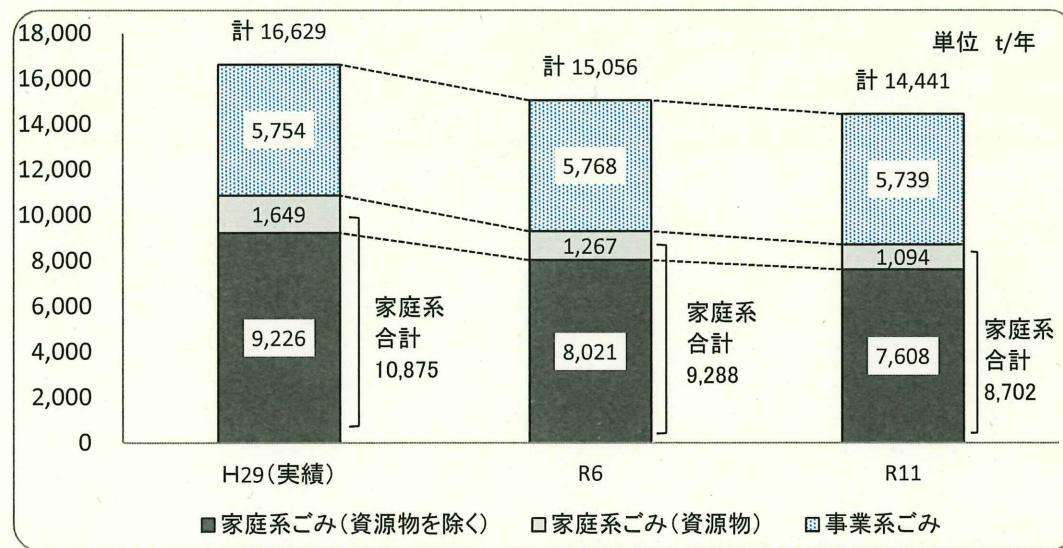
家庭系ごみの1人1日当たりの平均排出量は減少傾向にあり、平成29年度実績で663.5g/人日であった排出量が計画最終年度の令和11年度には643.9g/人日と19.6g/人日の減少と予測されます。事業系ごみは、増加傾向にあり平成29年度実績で351.2g/人日であった平均排出量が計画最終年度の令和11年度には424.5gと73.3g/人日の増加が予測されます。

総排出量は全ての形態で減少が予想され、特に人口減少の影響が大きい家庭系ごみは大幅に減少し、事業系ごみは比較的緩やかに減少すると予想されます。

(表5-2) 排出形態別の予測結果（平均排出量：原単位）



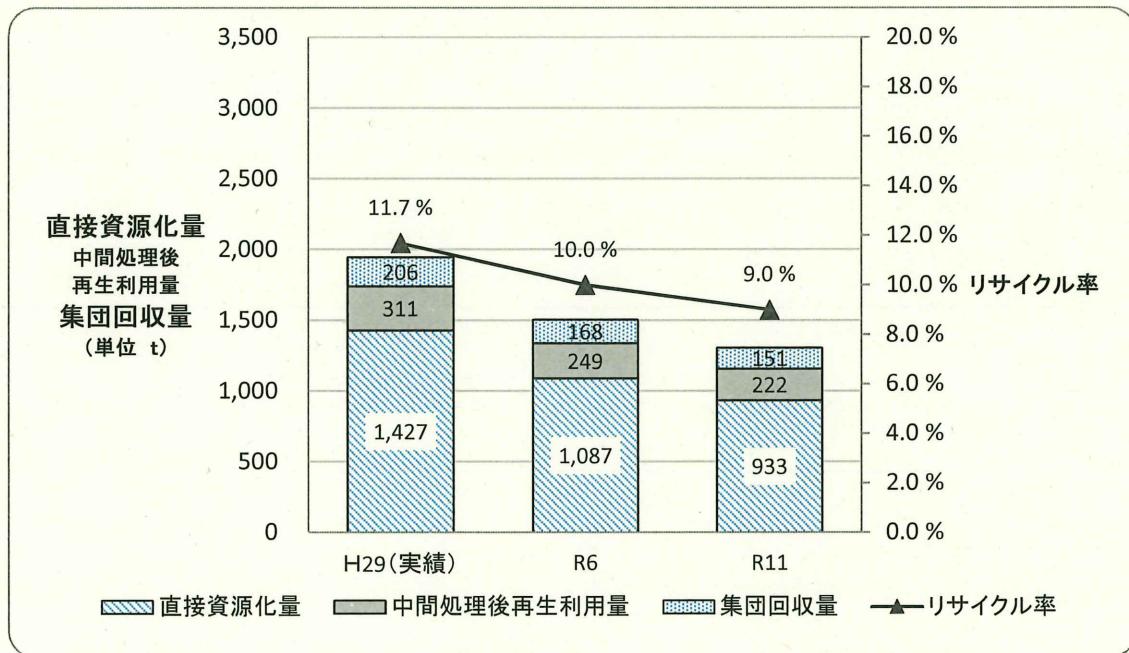
(表5-3) 排出形態別の予測結果（総排出量）



## 5-5 資源化の状況の予測

資源化の状況の予測結果を図5-4に示します。資源物の回収量は減少が予測され、資源化率については、ごみの総量にしめる資源物量の割合が減少することにより、緩やかな減少傾向を示しており、現状で推移した場合には資源化率の改善は見込めず、計画最終年度の令和11年度には9.0%まで低下すると予測されます。

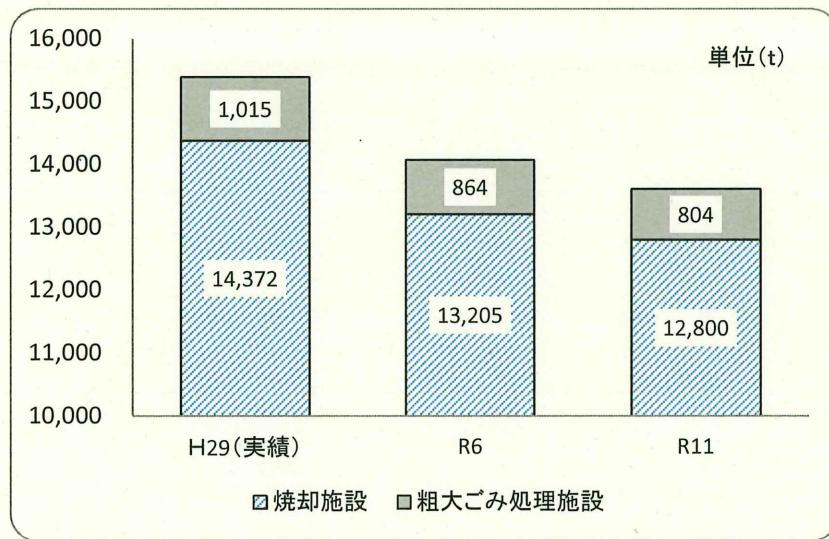
(図5-4) 資源化の状況の予測



## 5-6 中間処理量の予測

焼却施設と粗大ごみ処理施設での中間処理量の予測結果を図5-5に示します。いずれの施設の処理量もごみの排出量の減少に伴って減少していくと予測されます。

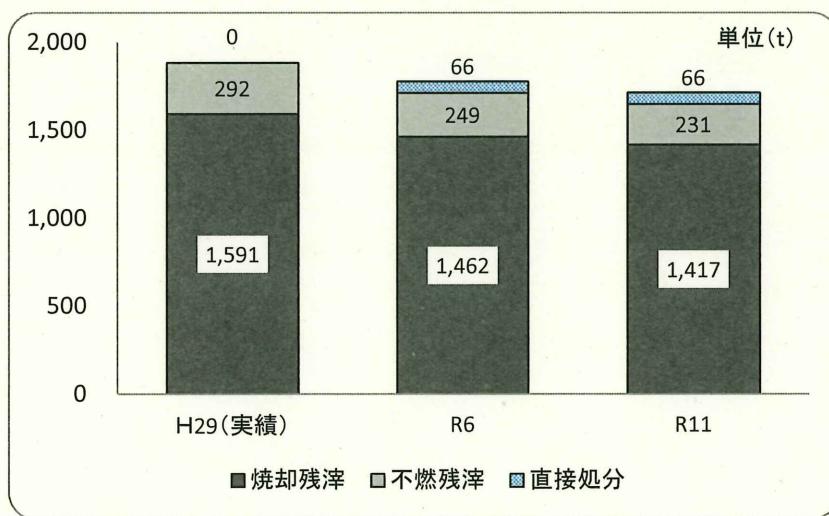
(図5-5) 中間処理量の予測結果



## 5-7 最終処分量の予測

最終処分量の予測結果を図5-6に示します。最終処分量も中間処理量同様、ごみの排出量の減少に伴って減少していくと予測されます。

(図5-6) 最終処分量の予測結果



## 5-8 ごみ処理の課題

### (1) 排出抑制

- 本市では大型ごみの有料化をはじめ、様々な減量化対策に取り組んできましたが、依然として1人1日あたりの排出量は家庭系ごみ、事業系ごみともに県平均を大幅に上回る排出量で、さらなる排出抑制が必要です。
- 可燃ごみの組成調査の結果では紙・布類が46.7%と資源化できる紙類が焼却されていると考えられ、資源化できるような取組が必要です。
- 可燃ごみの組成調査の結果、乾燥重量ベースで22.7%を占める厨芥について性状調査においても水分が44.3%を占めることから推測すると、可燃ごみのうち、かなりの割合を厨芥類が占めていること考えられ、減量化の余地があると考えられます。

### (2) 収集・運搬

- 将来人口の推計から今後は高齢化が進んでいくことが考えられ、エコステーション（おおむね150世帯に1箇所）に出せない高齢者などの、生活様式や社会情勢の変化に対応する資源物の排出機会の確保が必要です。
- 現在、大型ごみのみが直営収集となっていますが、今後は必要に応じて収集運搬体制や保管施設の運営体制を見直し、サービスの均一化と効率化を図る必要があります。

### (3) 中間処理

- 本市の資源化率は平成29年度実績で11.7%と県内でも極めて低い水準にあり、現状で推移した場合は改善の見込みがなく、さらなる分別収集の徹底と、必要に応じて分別品目を見直す必要があります。

### (4) 最終処分

- システム評価による本市の廃棄物のうち最終処分される割合は類似市町の平均を上回っており、費用なども考慮した上で最終処分以外の方法の検討が必要です。

### (5) ごみ処理経費

- システム評価による本市の1人当たり年間処理費は類似市町の平均を下回っていますが、年々増加傾向にあり、適正処理、排出抑制に必要な費用は確保しつつ、経費の抑制が必要です。

### (6) ごみ処理の広域化

- 令和11年度を目指し、淡路地域での広域ごみ処理の開始に向けて、収集方法、分別方法、料金体系の調整、用地の選定など、円滑に移行できるよう、また従前よりサービスが低下しないように島内3市での調整が必要です。

## 第6章 ごみ処理基本計画

### 6 - 1 基本理念

ごみの減量・リサイクルは、私たちの日々の生活と密接に結び付いた身近な取組の一つであります。近年は中身を補充して繰り返し使用する容器や、より「地球にやさしい」ことをうたった商品が販売されるなど、ごみの減量・リサイクルに配慮した商品の開発・販売などの取組も広がっており、本市においてもごみ処理量は減少していますが、地球温暖化や資源の枯渇といった地球規模での問題が生じている中で、これから私たちが安定した社会・経済生活を営むために目指すべきものは、循環型社会と低炭素社会の両立を図ることです。これは、単にリサイクルを推進するとエネルギーを大量に消費してしまい、環境に大きく負荷がかかり、結果として持続可能な社会の維持が困難となることからも明らかです。

また近年、少子高齢化が急速に進行し、以前のような高度成長は見込まれない中、既存施設、予算や人材といった保有の資産を最大限に活用し、経済性や効率性に配慮した取り組みを行っていくことが重要だと考えます。

これらのこと踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

5Rを推進し「循環型社会」と「低炭素社会」を両立  
した効率的かつ持続可能なごみ処理システムの構築

## 6 - 2 基本方針

### 基本方針 1

### ・5R 生活活動の推進

「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、5Rの取組を推進します。

ごみの減量は、市民の皆さんの自主的な取組が必要であることから、取組を実践できるような環境づくりに努めるとともに、可能なかぎり新たなエネルギーやコストを投入せずに、ごみ減量を進めるという観点から、ごみの発生抑制を最優先にした取組を実践するライフスタイルへの転換を目指します。

### 基本方針 2

### ・分別・リサイクルの推進

これまで市民の皆さんとともに、ごみの分別・リサイクルの取組を積極的に推進してきた結果、ごみ量は減少しています。

しかし、依然として焼却するごみの中には、古紙や容器包装プラスチックなど分別収集対象品目や、産業廃棄物が混入している状況であることから、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正区分・適正処理の更なる徹底を図るため、市民の皆さんへの情報発信、連携・コミュニケーションの活性化に努めて、引き続きごみの分別・リサイクルの取組を進めます。

### 基本方針 3

### ・環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

5Rの取組を進めたうえで、なお排出されるごみは適正に処理処分を行うことが必要です。

洲本市では、ごみ処理のあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めつつ、効率的な事業運営を行うとともに、大規模災害時の対応も含め、安全かつ安定したごみ処理体制の確保に向け、近隣自治体とも緊密に連携し新たなごみ処理施設の検討を進めます。

## 6 - 3 目標設定の考え方

ごみを減らすには、市民・事業者の皆さん、そして行政のごみ減量の取組が必要です。また、人口の増減や社会経済状況によってもごみの量は増減します。

本計画では、平成29年度のごみ排出量を基準に、ごみの発生抑制・再利用を推進する減量施策の効果も考慮し、令和11年度（2029年）の目標を設定します。

### （関連する各種計画の目標値）

目標の設定に際して参考とする各種計画の目標値を示します。

（表6-1） 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

#### の一般廃棄物に関する主な目標値

	単位g/人/日	
	実績	目標
	平成28年度	令和7年度
1人1日あたりごみ排出量	925	805
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	507	440

（表6-2） 兵庫県廃棄物処理計画の一般廃棄物に関する目標値

区分	実績	中間目標		最終目標	
		平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和7年度
重点目標	1日1人当たりの家庭系ごみ排出量（※資源ごみは除く）	507g/人日	483g/人日 <△4.7%>	463g/人日 <△8.7%>	
	最終処分量	234千トン	198千トン <△15.4%>	185千トン <△20.9%>	
目標	排出量	2,034千トン	1,966千トン <△3.3%>	1,789千トン <△12.0%>	
	1人1日当たりの事業系ごみ排出量（※資源ごみは除く）	304g/人日	266g/人日 <△12.5%>	241g/人日 <△20.7%>	
	再生利用率（資源化率）	16.6%	20.0%	22.0%	

（表6-3） 新洲本市総合計画のごみに関する目標値

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人日)※資源ごみを除く							
実績	実績見込	目標					
		前期(5ヵ年)				後期(最終年)	
H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R9年度
659	570	556	542	528	514	500	455

## 6 - 4 計画目標

**重点目標 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 ※資源物を除く**  
1人1日あたり 419g

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、減少傾向にありますが、さらなる排出抑制の必要があります。市民一人一人の削減努力が反映できる指標として設定します。新洲本市総合計画の最終年の目標を達成可能かつ、兵庫県廃棄物処理計画の目標水準にも近づけるように数値を設定します。

**目標 1人1日あたりの事業系ごみ排出量**  
1人1日あたり 263g

事業系ごみについても家庭系ごみ同様に、排出抑制の必要があり、兵庫県廃棄物処理計画では平成27年度からの10年間で20.7%の減量を目標としています。現状で県平均を上回る排出量である本市は25%の減量を目標とします。

**目標 リサイクル率**  
24.8%

リサイクル率についても現状で推移した場合には、改善が見込めず、早急に改善する必要があります。計画期間中に兵庫県の目標とする水準まで近づけることを目標としています。

**目標 最終処分量**  
年間 1,199t

最終処分量についても、約36%の削減を目標とし、環境への負荷の軽減や、リサイクル率の向上を目指します。

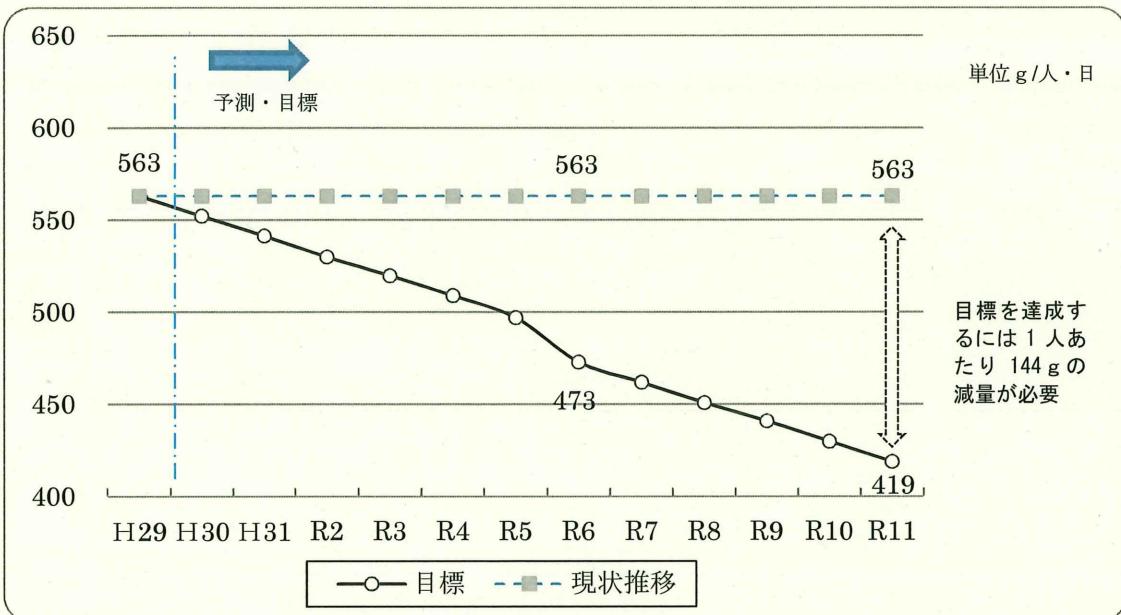
## 6 - 5 予測（現状推移）と目標

### (1) 重点目標（1人1日あたりの家庭系ごみ）

予測（現状推移）と目標値の比較を図6-1に示します。

目標を達成するには計画期間中に1人当たり144g（約25%）の減量が必要になってきます。

（図6-1） 家庭系ごみの予測と目標

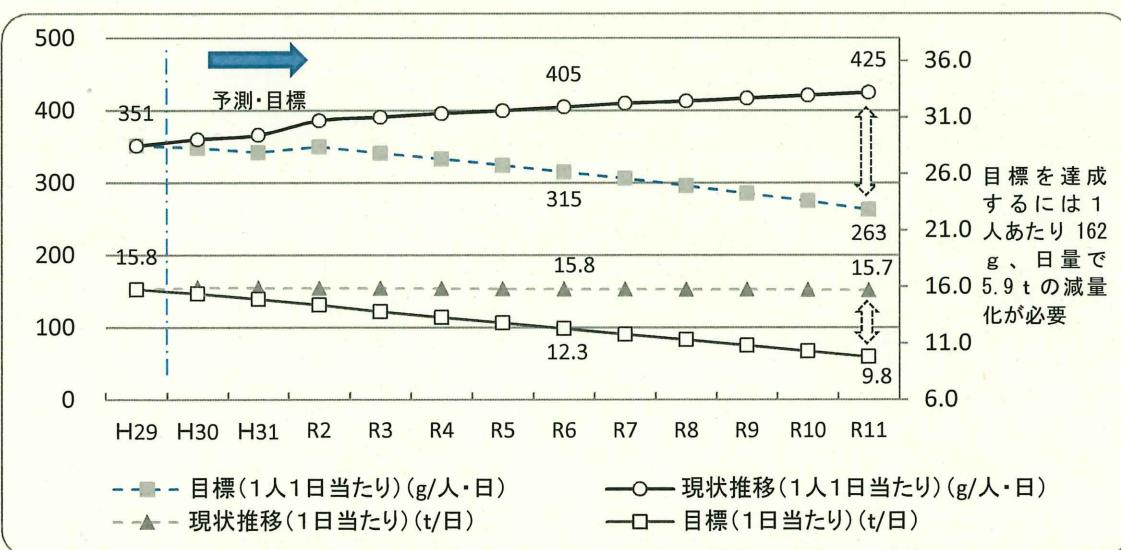


### (2) 目標①（事業系ごみ）

事業系ごみについては目標を達成するには図6-2のとおりの減量化が必要です。

1人1日あたりの排出量では計画期間中に88gの減量（平成29年度比）、1日あたりでは5.9tの減量が必要です。

（図6-2） 事業系ごみの予測と目標



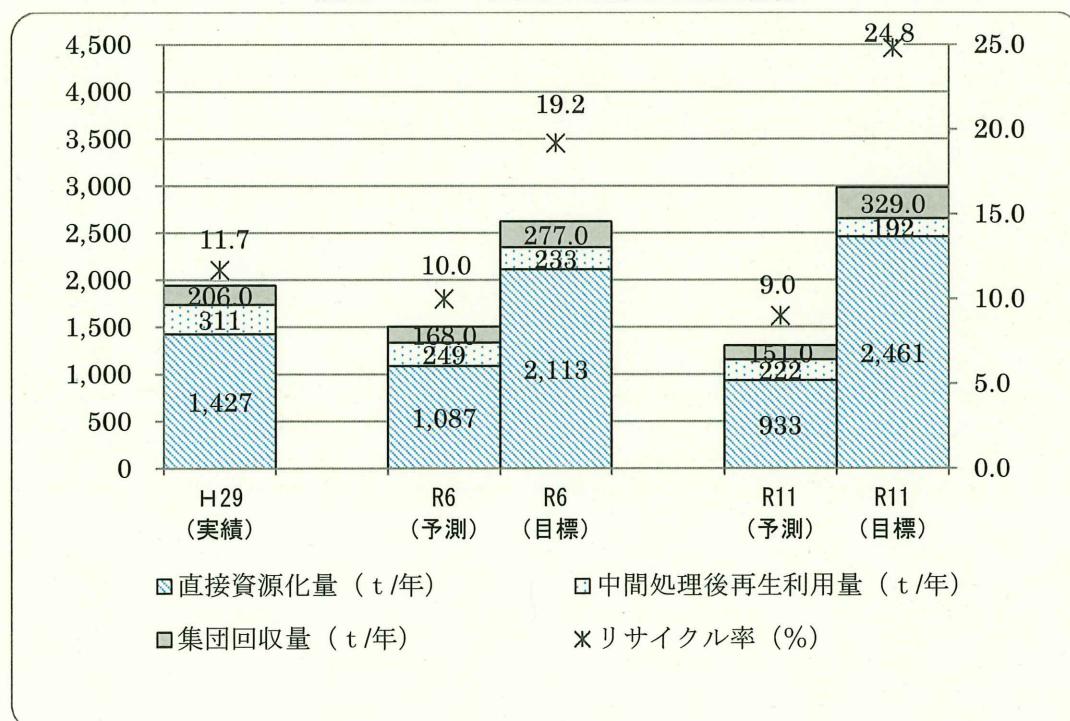
### (3) 目標②(リサイクル率)

現状で推移した場合の予測と、目標とするリサイクル率20%を達成した場合の資源化の状況の比較を表6-4、図6-3に示します。中間処理後再生利用量は不燃ごみ、粗大ごみの量に大きく影響を受けるため、予測（現状推移）、目標のいずれも減少しています。目標を達成するには資源物の収集量を増やす必要があります。

(表6-4) リサイクル率の予測と目標

	H29 (実績)	R6 (予測)	R6 (目標)	R11 (予測)	R11 (目標)
直接資源化量(t/年)	1,427	1,087	2,113	933	2,461
中間処理後再生利用量(t/年)	311	249	233	222	192
集団回収量(t/年)	206	168	277	151	329
リサイクル率	11.7%	10.0%	19.2%	9.0%	24.8%

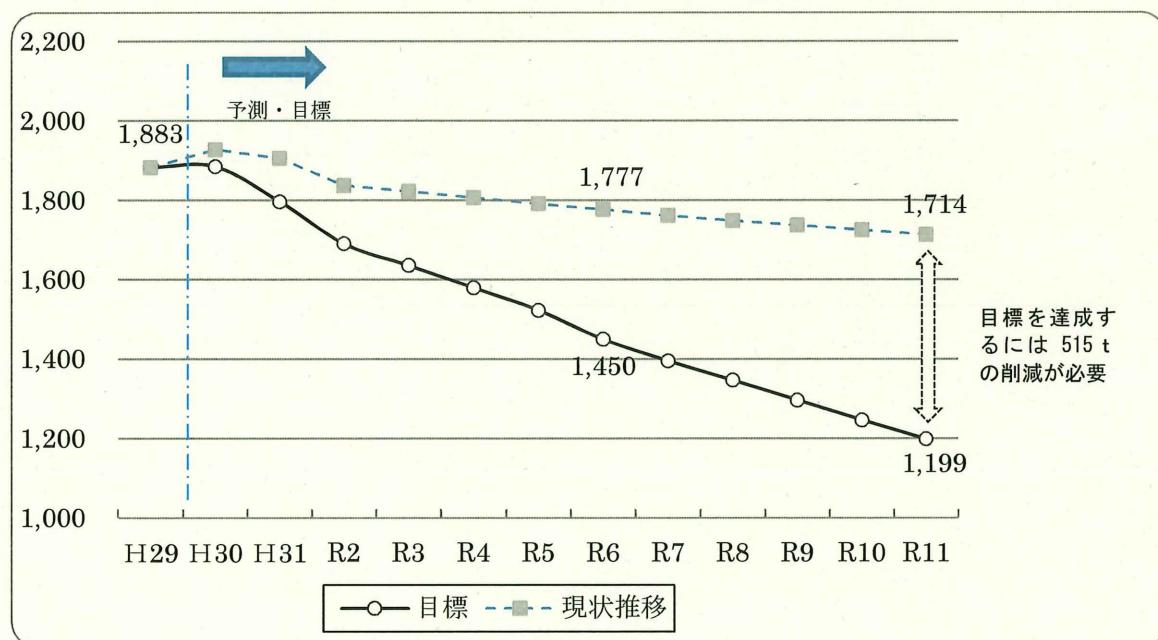
(図6-3) リサイクル率の予測と目標



#### (4) 目標③（最終処分）

最終処分量については、兵庫県廃棄物処理計画では基準年度の平成 24 年度から令和 7 年度の期間に 32% の削減を目標としていますが、人口の減少が予測され、最終処分量は自然減少が予測される本市では、計画期間の 10 年間で約 36% の削減を目標とします。

(図 6-4) 最終処分量の予測と目標



## (5) 目標達成時のごみ処理状況のまとめ

目標達成時のごみ処理の状況のまとめを表6-5に示します。

(表6-5) 目標達成時のごみ処理状況のまとめ

項目		年度	H29	R6	R11	
計画収集人口		[人]	44,909	39,042	37,028	
ごみ排出量	家庭系ごみ	可燃ごみ	[t/年]	8,341	6,057	5,070
		不燃ごみ	[t/年]	714	536	451
		粗大ごみ	[t/年]	171	148	141
		資源ごみ	[t/年]	1,443	2,137	2,489
		集団回収	[t/年]	206	277	329
	事業系ごみ	小計	[t/年]	10,875	9,155	8,480
		可燃ごみ	[t/年]	5,500	4,283	3,413
		不燃ごみ	[t/年]	254	169	110
		不燃ごみ(直接搬入)	[t/年]	0	40	40
	小計		[t/年]	5,754	4,492	3,563
合計		[t/年]	16,629	13,647	12,043	
平均排出量(原単位)	家庭系ごみ	可燃ごみ	[g/人・日]	508.9	425.0	375.1
		不燃ごみ	[g/人・日]	43.6	37.6	33.3
		粗大ごみ	[g/人・日]	10.4	10.4	10.4
		資源ごみ	[g/人・日]	88.0	149.9	184.2
		集団回収	[g/人・日]	12.6	19.5	24.4
	事業系ごみ	小計	[g/人・日]	663.5	642.4	627.4
		可燃ごみ	[t/日]	15.07	11.73	9.35
		不燃ごみ	[t/日]	0.70	0.46	0.30
		不燃ごみ(直接搬入)	[t/日]	0.00	0.11	0.11
	小計		[t/日]	15.77	12.31	9.76
1人1日あたり排出量		[g/人・日]	351.2	315.2	263.6	
合計 1人1日あたり排出量		[g/人・日]	1,014.7	957.6	891.0	
処理	焼却処理量	直接焼却量	[t/年]	13,965	10,453	8,595
		その他の施設からの搬入量	[t/年]	407	305	251
		小計	[t/年]	14,372	10,758	8,846
	最終処分量	焼却残渣	[t/年]	1,591	1,191	979
		小計	[t/年]	1,591	1,191	979
	減容化量		[t/年]	12,781	9,567	7,867
	減容化率			76.9%	70.1%	65.3%
	その他施設	粗大ごみ処理施設	[t/年]	1,015	760	626
		ごみ燃料化施設	[t/年]	12	18	21
		その他資源化施設	[t/年]	4	6	7
資源化	資源化量	直接資源化量	[t/年]	1,427	2,113	2,461
		中間処理後再生利用量	[t/年]	311	233	192
		集団回収量	[t/年]	206	277	329
		小計	[t/年]	1,944	2,623	2,982
	資源化率			11.7%	19.2%	24.8%
最終処分	最終処分量	直接最終処分	[t/年]	0	40	40
		焼却残渣量	[t/年]	1,591	1,191	979
		焼却以外の中間処理施設の処理残渣量	[t/年]	292	219	180
		小計	[t/年]	1,883	1,450	1,199
	最終処分率			11.3%	10.6%	10.0%

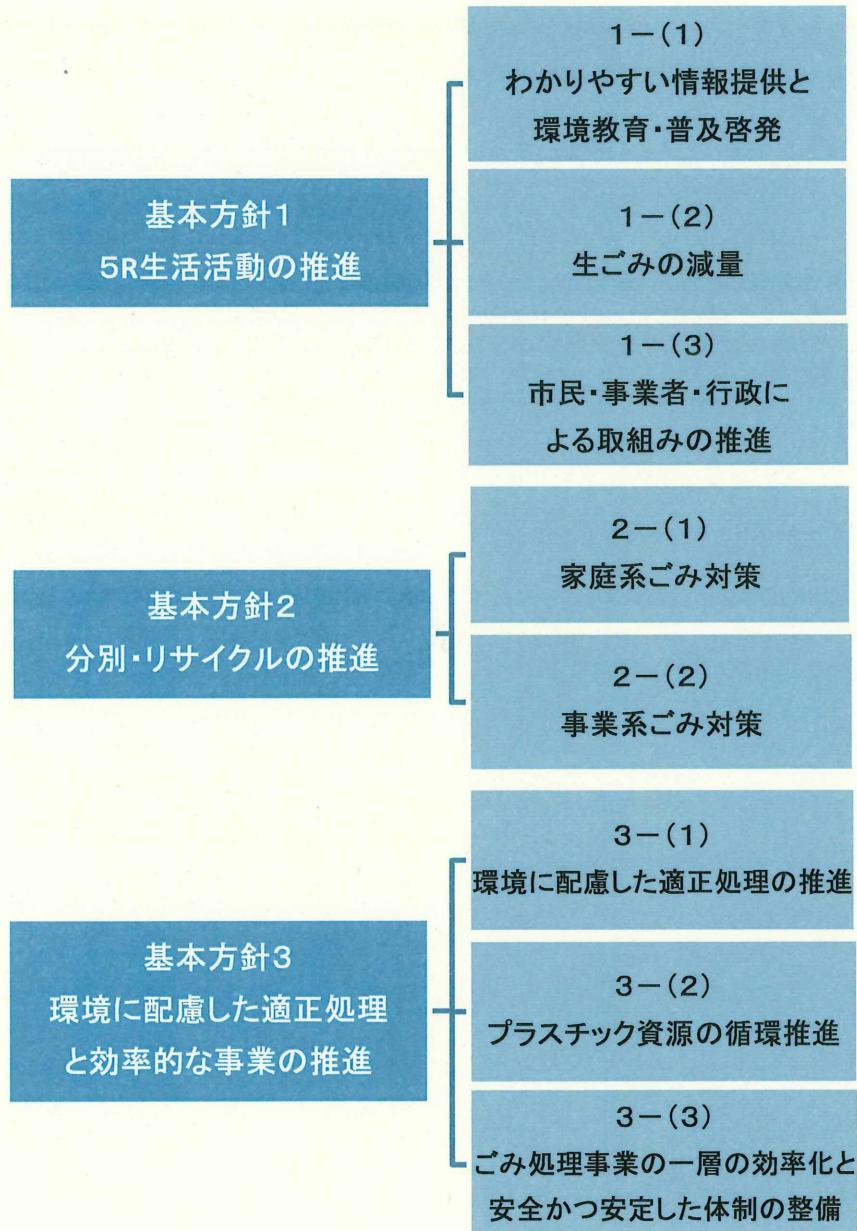
## 6 - 6 計画で取り組む施策

### (1) 施策体系

3つの基本方針に沿って目標数値の達成に向けて、各施策を展開します。

施策体系を図6-5に示します。

(図6-5) 施策体系



## (2) 施策に取り組む主体と役割

### ①市民

自らもごみを出す当事者であり、循環型社会づくりの担い手であることを認識し、消費者として、マイバックの利用や、無駄なものを買わない、食材の使い切りによる生ごみの減量などで、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革、また、ごみの排出者としては、適正処理の推進のため分別の徹底や違法な不用品回収業者を利用しないようすることが求められます。

### ②事業者

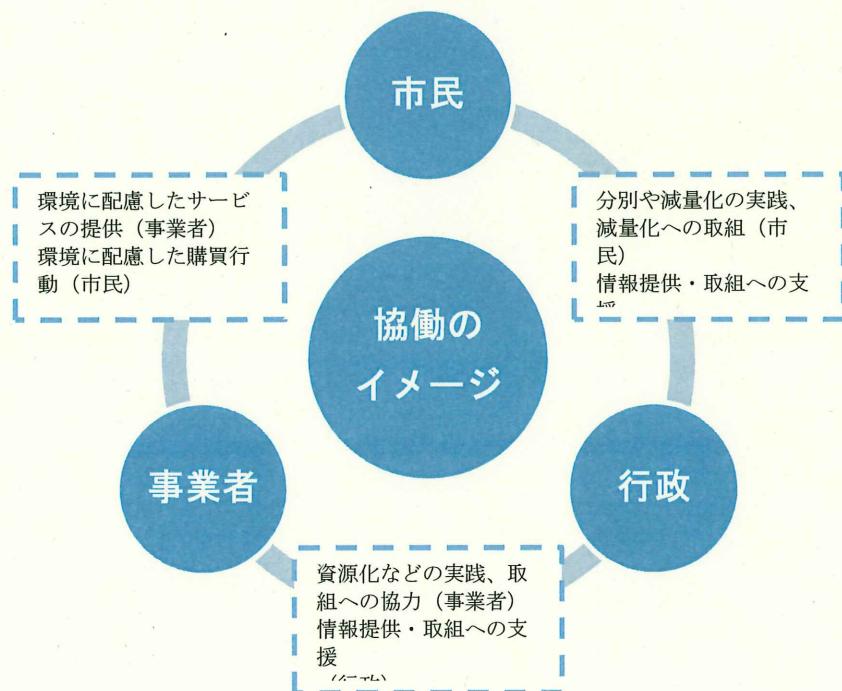
各々の業態に即した、減量化、リサイクルに取り組み、生産者などについては環境に配慮した事業活動を行うことにより、社会的な責務を果たし、法令順守を徹底し排出事業者責任を踏まえて、不法投棄や不適正な処理の発生を防止することが求められます。

また生産者責任を踏まえて、製品が廃棄物などになった後の適正なリサイクル、処分に係る取り組みも求められます。

### ③行政

地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担い、廃棄物の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとしての重要な役割が求められ、住民の生活に密着した循環システムの構築を推進していく必要があります。

図6-6 協働のイメージ



### (3) 具体的な施策

#### 1—(1) 分かりやすい情報提供と環境教育・普及啓発

洲本市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量の取組の必要性、取組の成果などについて、分析に基づくデータなどを活用した分かりやすい情報提供に努めます。環境教育についてはエコひろば洲本を拠点とした環境学習事業を継続し、5Rの普及啓発に努めます。

#### 1—(2) 生ごみの減量

国が策定した第四次循環型社会推進計画の中でも、手つかず食品や食べ残しといつたいわゆる「食品ロス」を2000年度から2030年度で半減させることが目標とされており、本市でも食品ロスを削減し、食品廃棄物の発生・排出抑制の取組を進めるため、生ごみの「3切り」（食材の「使い切り」、料理の「食べ切り」、排出時の「水切り」運動を推進します。

#### 1—(3) 市民・事業者・行政による取組の推進

市内の店舗などでレジ袋削減のためのマイバックの使用を呼び掛ける啓発イベントを実施するなど、ごみの減量やリサイクルを身近な取組として働きかける啓発を行います。

#### 2—(1) 家庭系ごみ対策

分別排出を徹底し、特に燃えるごみの4割程度を占める紙類の分別の促進のため、現在の分別パンフレットに加え、紙類の分別方法をわかりやすくホームページ、チラシなどで啓発します。

資源物の排出機会を確保するために、町内会が設置するエコストーションの設置要件の見直し（現行 150戸あたり1箇所）や収集回数を増やすことを検討します。

#### 2—(2) 事業系ごみ対策

事業系ごみの排出の状況の把握に努め、製造業者には製造過程における資源の有効利用、小売業者には包装の簡素化、使い捨て容器の抑制などを普及、啓発することで、廃棄物の発生を抑制します。

また、現在取組みが進んでいない事業系ごみのリサイクルについても食品製造業者、小売業者から排出される食品廃棄物のリサイクルルートの確保や、紙類のリサイクルについても検討します。

### **3－（1）環境に配慮した適正処理の推進**

5Rの推進により、焼却するごみを減量し、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排量の削減に努めます。ごみ収集車両にエコカーを使用するなど、低公害化及び温室効果ガスの排出抑制に努めます。将来建設予定のごみ処理場においては、焼却余熱を利用した発電などによりエネルギーの有効活用を検討します。

### **3－（2）プラスチック資源の循環推進**

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別収集を実施し、再資源化を推進します。また、ペットボトルリサイクルについても、水平リサイクルなどの環境負荷に配慮した取組みを推進します。

### **3－（3）ごみ処理事業の一層の効率化と安全かつ安定した体制の整備**

家庭系ごみ収集運搬業務については、集積所やステーションの位置、利用世帯数などのデータを分析し、効率的な収集を行うために、収集曜日や地区割りの変更を検討します。

令和11年度の開始を目指す、島内3市の広域処理についても、処理施設の耐震化などの災害対策によって、大規模災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正かつ迅速に廃棄物を処分できる施設にします。

## 6 - 7 災害廃棄物対策

地震や風水害などの自然災害の発生、特に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地震では、地震や津波の被害によるがれきなどの廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶などに伴い、生活ごみについても平常時のような収集・処理を行うことが困難になると想定されます。

そのため、大規模災害の発生により一時的・大量に発生するがれきなどや避難所で発生するごみ・し尿の処理などに対して、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

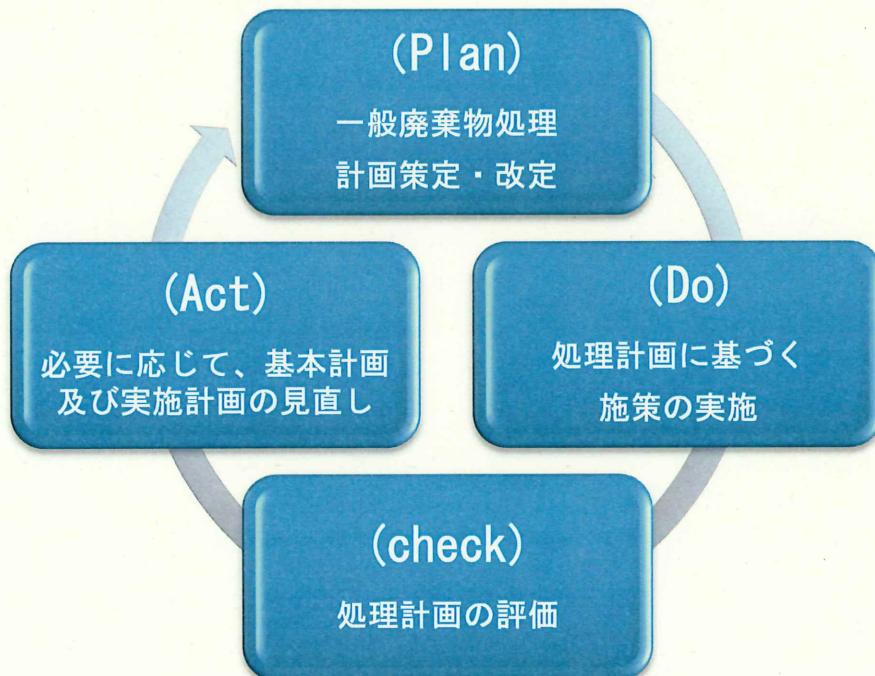
こうしたことから、阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえ策定済みの「洲本市災害廃棄物処理計画」を必要に応じて見直し事前の体制対策つくりを進めています。

## 6 - 8 計画の見直し

本計画の進捗状況について、PDCAサイクル（plan 計画・do 実行・check 評価・act 改善）に基づく進行管理を行います。なお、進行管理にあたっては、洲本市ホームページを活用し、市民の皆さんに積極的な情報公開に努めます。

また国の施策や社会経済情勢など、本計画の進捗にあたり大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

図 6-7 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクルのイメージ



## 7－1 生活排水処理基本計画

はじめに、本市は兵庫県の南部、淡路島の中央部に位置し東側は大阪湾、西側と南側はそれぞれ、播磨灘、紀伊水道に面しています。

気候は瀬戸内海式気候に属し、年間を通して温暖で、年間平均気温が15.5℃、年間降水量は1406.6mmとなっています。

人口は44,404人（平成30年3月31日現在）となっており、年々減少傾向にあります。また少子・高齢化が進行しており、人口の3人に1人が老齢人口（65歳以上）となっています。

産業構造に関しては、第3次産業従事者が全体の6割を超えており、次いで第2次産業が2割程度、第1次産業が1割程度となっています。

土地の利用状況としては、山林が40%を占め、次いで田の36%となっており、宅地は11%となっています。

### （1）計画策定の趣旨

本市では平成5年度より洲本地域にて公共下水道が、平成11年度より五色地域（都志）において特定環境保全公共下水道がそれぞれ供用を開始しております。平成29年度末の下水道人口普及率は26.4%と低く、継続して整備と水洗化の促進に努めています。

一方、下水道の計画区域外については、合併処理浄化槽とコミュニティプラントによって生活排水処理を行っており、同年度末で生活排水処理率は68.2%と微増に推移していますが、依然として、単独処理浄化槽及び汲み取便所が多数存在しており、悪臭や衛生害虫発生の原因となっています。よって、下水道への接続または合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の保全と生活排水処理率向上を図ります。

このような背景を踏まえ、今後の本市における生活排水の処理のありかたについて計画の策定を行います。

### （2）基本方針

公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の保全を図る為、洲本市生活排水処理基本方針に基づき、地域に応じて、公共下水道、浄化槽、コミュニティプラントの生活排水処理施設の整備及び適正な施設の維持管理を行っていきます。

## 洲本市生活排水処理基本方針

### ①下水道整備と接続の推進

下水道事業計画区域については、未整備地区の早期解消を目指し順次整備を進めます。

また、下水道が整備された区域については、早期に接続するよう各戸へ啓発を行っていき、法令に定める義務期間を経過した世帯には指導強化に取り組みます。

### ②合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の整備区域外では、合併処理浄化槽設置補助制度の活用し、単独処理浄化槽や汲み取り便所からの転換を図ります。

### ③施設の維持管理

公共下水道及びし尿処理施設の適正な維持管理を行いし尿処理場については、前処理後、処理水を下水道施設へ投入するよう施設改修を行っていきます。

## (3) 目標年度

目標年度は令和11年度とします。

## (4) 生活排水処理の主体

本市における生活排水処理を表7-1に示します。

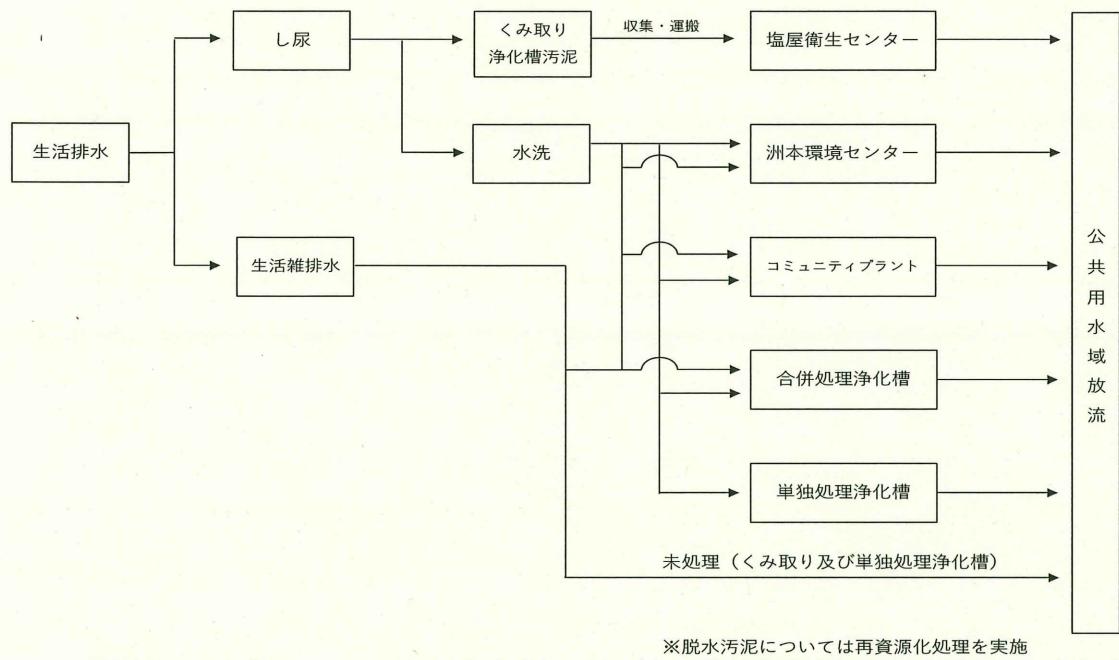
(表7-1) 生活排水処理の主体

項目	処理対象	洲本地域	五色地域
公共下水道	し尿・生活雑排水	洲本市	一
特定環境保全公共下水道	し尿・生活雑排水	一	洲本市
コミュニティプラント	し尿・生活雑排水	一	洲本市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	洲本市	洲本市

## (5) 生活排水処理体系

本市における生活排水の処理体系を図7-1に示します。

(図7-1) 生活排水処理フロー



## 7-2 生活排水処理の現状と課題

### (1) 生活排水処理の形態別人口の動向と現状

平成 28 年度末での公共下水道の污水整備状況は、事業計画区域 594ha のうち、処理区域面積が 351ha、水洗化率は 77.2%となっています。

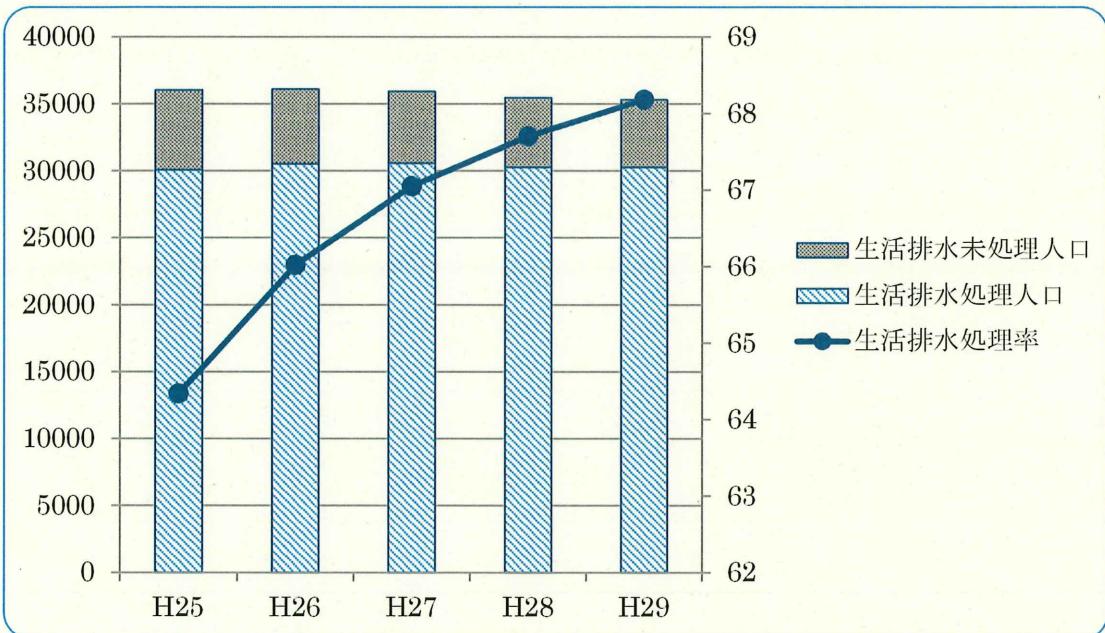
生活排排水処理形態別人口は、表 7-2 及び図 7-2 のとおりで生活排水処理率は過去 5 年間で約 3.8% 増加しています。平成 29 年度の水洗化・生活雑排水処理人口（汚水処理人口）は 30,269 人、生活排水処理率（汚水処理人口普及率）は 68.17%です。

（表 7-2）生活排水処理形態別人口実績

単位：人

処理別人口	H25	H26	H27	H28	H29
行政区域内人口	46,732	46,237	45,587	45,040	44,404
水洗化・生活雑排水処理人口	30,069	30,526	30,567	30,490	30,269
下水道	11,529	11,641	11,909	11,860	11,717
コミュニティプラント	773	760	742	764	750
合併処理浄化槽	17,767	18,125	17,916	17,866	17,802
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	10,707	10,153	9,650	9,372	9,109
非水洗人口	5,956	5,558	5,370	5,178	5,026
生活排水処理率（汚水処理人口普及率）(%)	64.34	66.02	67.05	67.70	68.17

(図 7-2) 生活排水処理形態別人口の推移



## (2) 生活排水処理施設の状況

本市の所管する生活排水処理施設を表 7-3 に示します。

(表 7-3) 生活排水処理施設一覧

施設名称	所在地	処理能力	処理方式
洲本環境センター すいせん苑	洲本市塩屋一丁目1-4	6,450m <sup>3</sup> /日	標準活性汚泥法+凝集剤併用型3段ステップ流入式硝化脱窒法
塩屋衛生センター せいすい苑	洲本市塩屋一丁目1-21	27m <sup>3</sup> /日 (し尿) 23m <sup>3</sup> /日 (浄化槽汚泥)	水処理:膜分離高負荷脱窒素処理+凝縮膜分離+活性炭 汚泥処理:脱水+場外搬出
特定環境保全公共下水道 五色净化センター	洲本市五色町都志万歳字才崎1357番	864m <sup>3</sup> /日	オキシゲーションディッチ方式
神陽台団地定住促進団地 コミュニティプラント	洲本市五色町鈴原宇谷字神陽600-1	421m <sup>3</sup> /日	オキシゲーションディッチ方式

## (3) 収集・運搬形態

し尿及び浄化槽汚泥については許可業者による収集・運搬を行っており、平成 29 年度末時点で 4 事業者となっています。

## (4) し尿処理手数料

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理手数料は、令和 2 年 3 月末時点で 1.8kl につき 4,200 円

となっています。

## (5) 生活排水処理の現状と課題

家庭から排出される生活排水はトイレから排出されるし尿と台所、風呂、洗濯等の生活雑排水の2つに大きく分類されます。

本市における生活排水の処理は下水道（公共下水道、特定環境保全公共下水道）、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽を使用する世帯があり、し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集し、本市し尿処理施設にて処理を行っています。

単独処理浄化槽を使用する世帯も多数存在しており、未処理の生活雑排水による水質汚濁や悪臭等による公衆衛生の悪化、害虫の発生等が懸念されるため、今後は、公共下水道の整備促進及び普及人口の増加、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換が必要となります。

## (6) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

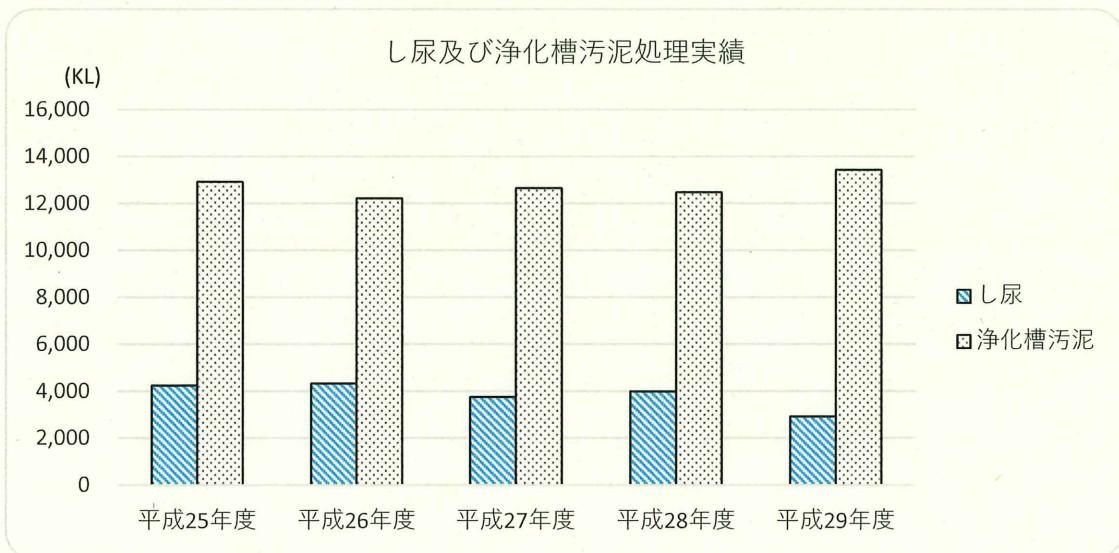
平成25年度から平成29年度にかけての処理実績を表7-4及び図7-3に示します。

(表7-4) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

単位：KL

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
し尿	4,244	4,331	3,748	3,989	2,915
浄化槽汚泥	12,925	12,221	12,657	12,481	13,427

(図7-3) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移



## 7－3 生活排水処理の計画目標

### (1) 計画の目標

下水道汚水管渠整備及び合併処理浄化槽の設置の促進を行い、公共用水域の水質保全と生活環境の向上に努めます。

- ① 本市における公共下水道整備計画は、令和 17 年度で 800ha を最終計画としており、平成 29 年度末で整備率 36.6% 第 6 分区 518ha まで事業計画を定めており、順次整備を進めしていくとともに、将来人口予測や土地利用形態の変化を見据えながら下水道全体計画区域の見直しの検討も行います。
- ② 特定環境保全公共下水道は計画面積 76ha で整備率が 80.2% と概ね完了しており、残り 15ha を整備していきます。
- ③ 合併処理浄化槽人口は平成 29 年度末で 17,802 人となっており、今後下水道整備によって下水道接続人口が増加していくことに伴い減少していくことが予想されます。  
下水道の整備計画の無い地域については、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水処理人口の増加につなげていきます。
- ④ 本市の生活排水処理計画の目標値を表 7－5 に示します。

(表 7－5) 生活排水処理の目標値

	現 在 平成 29 年度	中間目標 令和 6 年度	目標年度 令和 11 年度
行政区域内人口（人）	44,404 人	39,042 人	37,028 人
生活排水処理人口（人）	30,269 人	36,200 人	36,265 人
未処理人口（人）	14,135 人	2,842 人	763 人
生活排水処理率（%）	68.17%	92.72%	97.93%

- ⑤ 本市の総合基本計画に定める水洗化率等の目標値を表 7－6 に示します。

(表 7－6) 水洗化率目標値

目標指標								
実績	実績見込	目標					後期（最終年）	
		前期（5ヶ年）						
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R9 (2027)	
水洗化率（%）								
77.2	77.5	78.0	78.5	79.0	79.5	80.0		82.5
下水道への接続（件数）（ ）書きは早期接続件数								
4,155	4,255	4,340	4,420	4,500	4,580	4,660		5,060
(25)	(18)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)		(20)

## （2）広報・啓発活動

水質保全及び生活環境の向上について関心を持ってもらい、汚濁負荷抑制施策について理解と協力を得ることが重要です。

については、広報誌、CATV、ホームページ等を通じて生活雑排水対策の必要性、浄化槽の適正管理の重要性等について啓発及び指導等を行っていきます。